

中小企業関連税制

平成28年10月6日

1. 中堅・中小企業の賃上げ促進のための税制措置の強化
 - －所得拡大税制の見直し
2. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置
 - －中小企業投資促進税制の拡充
 - －償却資産に係る固定資産税特例の拡充
 - －商業サービス業活性化税制の延長
3. 中小企業の法人税の軽減税率の延長
4. 事業承継促進のための税制措置の強化
 - －取引相場のない株式の評価方式の見直し
 - －事業承継税制の拡充
 - －個人事業主の事業承継時の負担軽減措置の創設

1. 中堅・中小企業の賃上げ促進のための税制措置の強化 ー所得拡大税制の見直し

1. 所得拡大促進税制の見直し (法人税・所得税・法人住民税)

○中堅・中小企業の賃上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の中堅・中小企業にもたすため、これら企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を強化する(税額控除率の拡充等)。

現行制度

【要件①】給与等支給額_{※1}の総額:平成24年度から一定割合(下図)以上増加

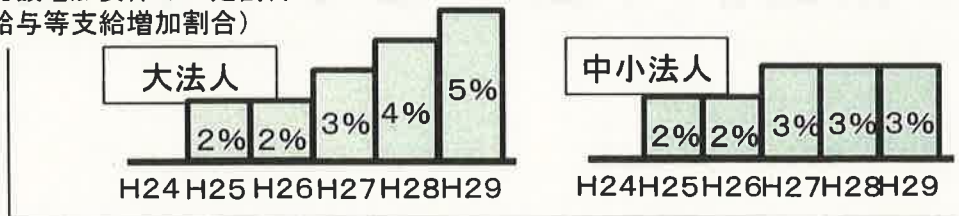
【要件②】給与等支給額の総額:前事業年度以上

【要件③】平均給与等支給額_{※2}:前事業年度を上回る

※1 国内雇用者への支払給与。役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含む。通常の賃金のほか、残業手当・賞与を含む。退職手当は含まない。

※2 国内雇用者への支払給与のうち、継続雇用者に限った雇用者一人あたりの月割りの平均給与(対象を継続雇用者に限ることで、新規採用等により平均給与等支給額が下がるのを防ぐ。)

《要件①給与総額増加要件の一定割合》
(雇用者給与等支給増加割合)

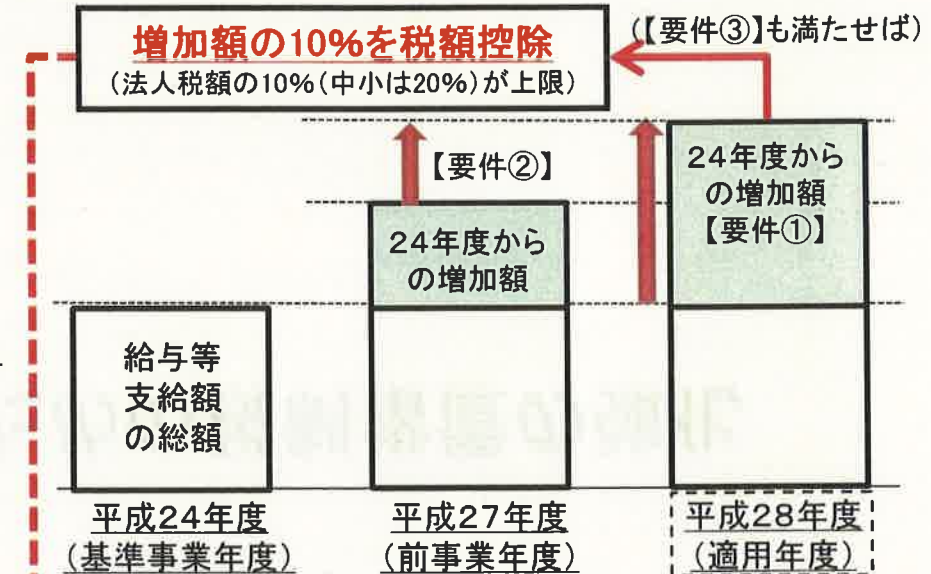


要望内容

○中堅・中小企業の税額控除の倍増等を実現し、賃上げのための環境整備を強力に進める。

○大企業向け支援措置のあり方については、足下の賃上げ動向等を踏まえて所要の見直しを検討する。

《平成27年度改正後(現行)》



《平成29年度改正後(要望)》

中堅・中小企業(拡充)

賃上げ増加額の20%を税額控除
(中堅企業は法人税額の20%、中小企業は40%が上限)

※税額控除の対象に社会保険料の増加分を追加。

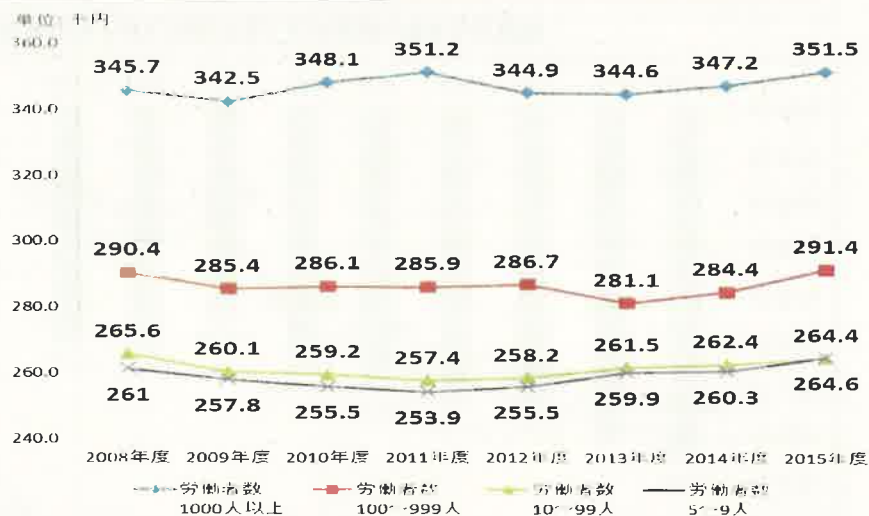
大企業(継続)

増加額の10%を税額控除
(法人税額の10%が上限)

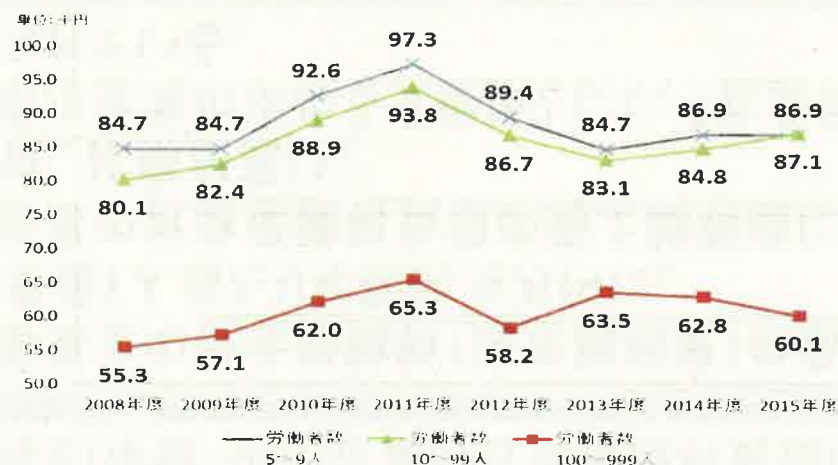
(参考1)大企業と中堅・中小企業の賃金水準の格差等について

- 従業員規模が大きい企業と従業員規模が小さい企業の賃金格差は依然として大きい。
- 資本金規模別の労働分配率についても、資本金1億円未満の企業においては労働分配率が約80%、1～10億円未満の企業においては約70%であり、大企業と比べ、中堅・中小企業は賃上げ余力に乏しい。

所定内賃金の推移(月額)



所定内賃金 労働者数1,000人以上の企業との差額(月額)



(出典) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

労働分配率の推移



(出典)

法人企業統計調査(財務省)より次のとおり計算

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額

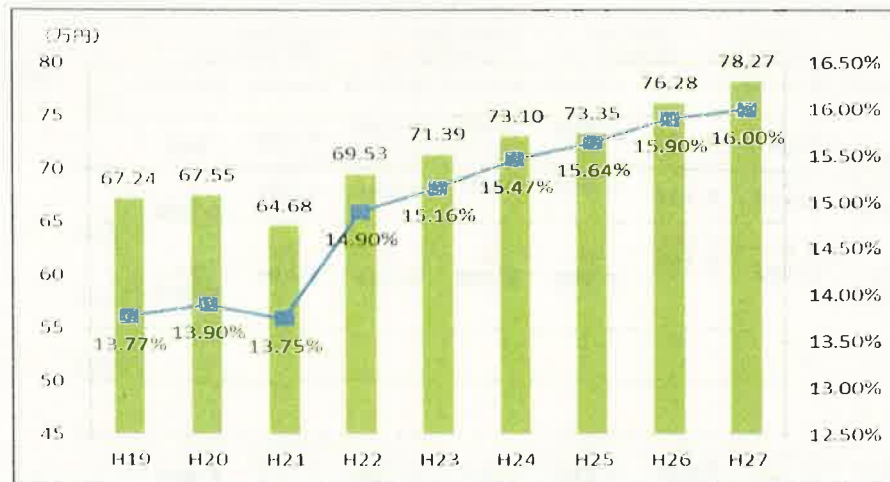
人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益

(参考2)中堅・中小企業の社会保険料負担について

- 事業主の社会保険料(法定福利費)の負担率は年々増加しており、平成27年度は推計16.0%、従業員1人当たり年間約78万円に。
- 企業の社会保険料負担の売上総利益に占める割合も年々増加しており、特に中堅・中小企業では、比率が高い。
- 中小企業の求める支援策として、「社会保険料負担の軽減」と「法人税等の税負担の軽減」が挙げられている。

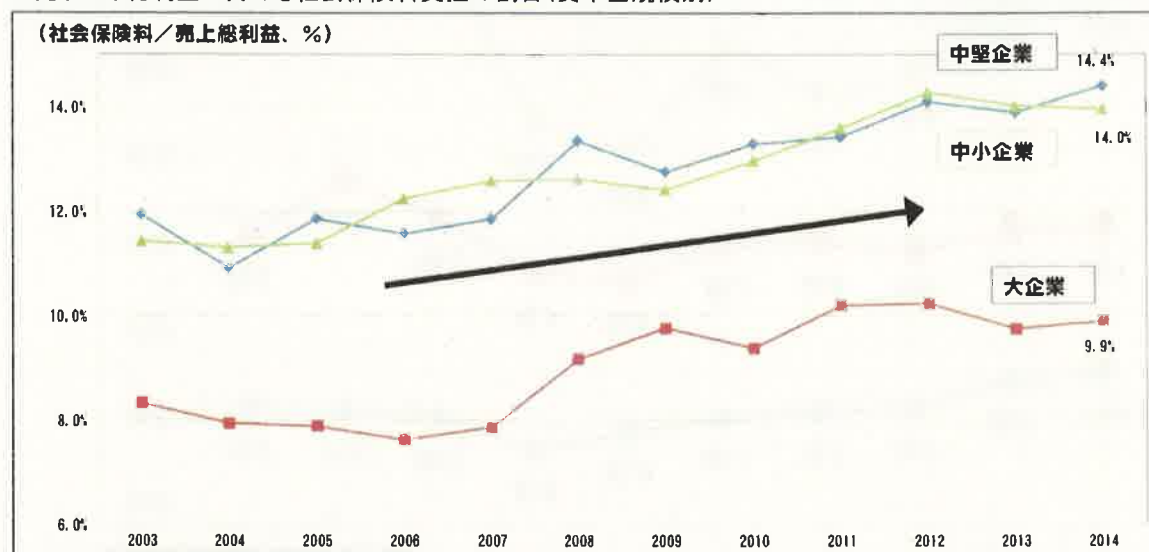
事業主の社会保険料(法定福利費)負担の現状



最低賃金引き上げに対応するために必要と考える支援策



売り上げ総利益に占める社会保険料負担の割合(資本金規模別)



(出典)

左上:経済産業省作成

※負担率は、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料、一般拠出金の合算(厚生年金保険料は、各年度4月時点の料率で算出)

※支払額は、賃金構造基本統計調査(全国・一般労働者・所定外と賞与含む)をもとに推計

右上:法人企業統計(財務省)、国民経済計算年報(内閣府)より経済産業省作成

※国民経済計算年報より実効社会保険料率を簡便に計算した上で、それを法人企業統計(福利厚生費を含む)に乗じること、社会保険料負担を算出。中小企業は資本金1億円未満、中堅企業は1~10億円未満、大企業は10億円以上

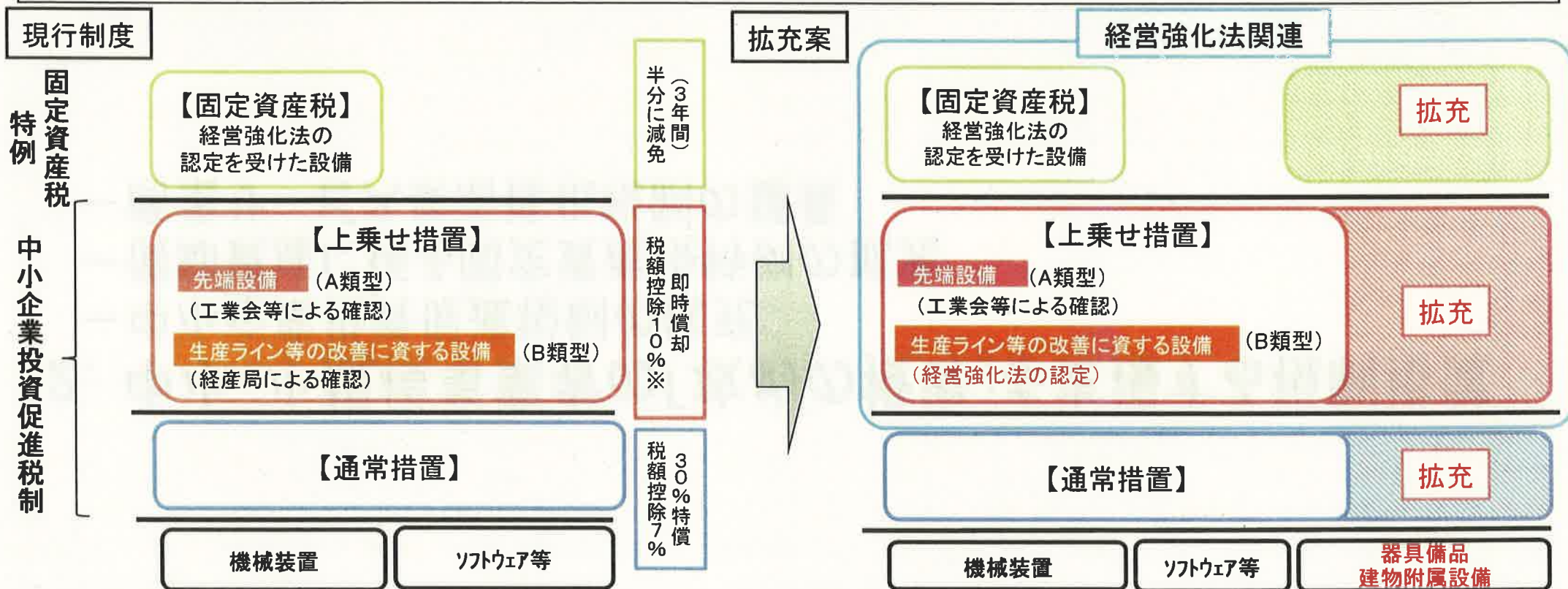
左下:平成27年度最低賃金引き上げの影響に関する調査(日本商工会議所)

2. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置

- － 中小企業投資促進税制の拡充
- － 償却資産に係る固定資産税特例の拡充
- － 商業サービス業活性化税制の延長

2. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置（法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税）

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業等経営強化法の枠組みに沿って、中小企業投資促進税制を抜本拡充し、サービス業の生産性向上を強力に支援。これに対応した形で固定資産税の特例対象も拡大。
- 具体的には、対象設備について、高効率の冷蔵陳列棚、省エネ空調等の器具備品・建物附属設備を追加する。



要望内容

※資本金3000万円以下の法人に適用

- 対象設備を追加（器具備品・建物附属設備の追加等）
- 経営強化法の枠組みに沿って、先端設備等について、中小企業投資促進税制、固定資産税の特例を拡充。
- 2年間延長（平成30年度末まで）

※「器具備品、建物附属設備」の例

- 器具備品
 - 冷蔵機能付き陳列棚及び陳列ケース
 - 業務用冷蔵庫 等
 - その他のもの（ロボットスーツ等）
- 建物附属設備
 - 電気設備・空調・給湯設備 等
 - 昇降機設備 等



例：高効率冷蔵陳列棚



例：介護支援ロボットスーツ



例：高効率空調

2-①中小企業投資促進税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

拡充

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。（上乗せ措置は税額控除10%又は即時償却）
- 上乗せ措置を含めて延長するとともに、サービス産業の生産性向上を促進するため、対象設備に、高効率の冷蔵陳列棚、省エネ空調等の器具備品・建物附属設備を追加し、税制措置を強化する。

現行制度 【適用期間：平成28年度末まで】

通常措置の対象業種・設備

対象業種		ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者		中小企業者等 (資本金1億円以下)
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	電子計算機(複数台計120万円以上) デジタル複合機(1台120万円以上) 試験又は測定機器(複数台計120万円以上)
	工具	測定工具及び検査工具(複数台計120万円以上)
	ソフトウェア	複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%

税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	30%	7%
資本金3,000万超の中小企業	30%	措置無し

上乗せ措置の要件・適用対象設備

先端設備（通称：A類型）

最新モデルであること、旧モデルと比べて年平均1%以上生産性が向上するなど一定の要件に該当する設備

→工業会等がメーカーから申請をうけて確認

生産ライン等の改善に資する設備（通称：B類型）

投資利益率が5%以上となる投資計画に記載された設備

→申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士等がチェックし、経済産業局が確認。

※通常措置の対象設備のうち、一定の要件を満たす設備が上乗せ措置の対象。

税制措置の内容

	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	即時償却	10%
資本金3,000万超の中小企業	即時償却	7%

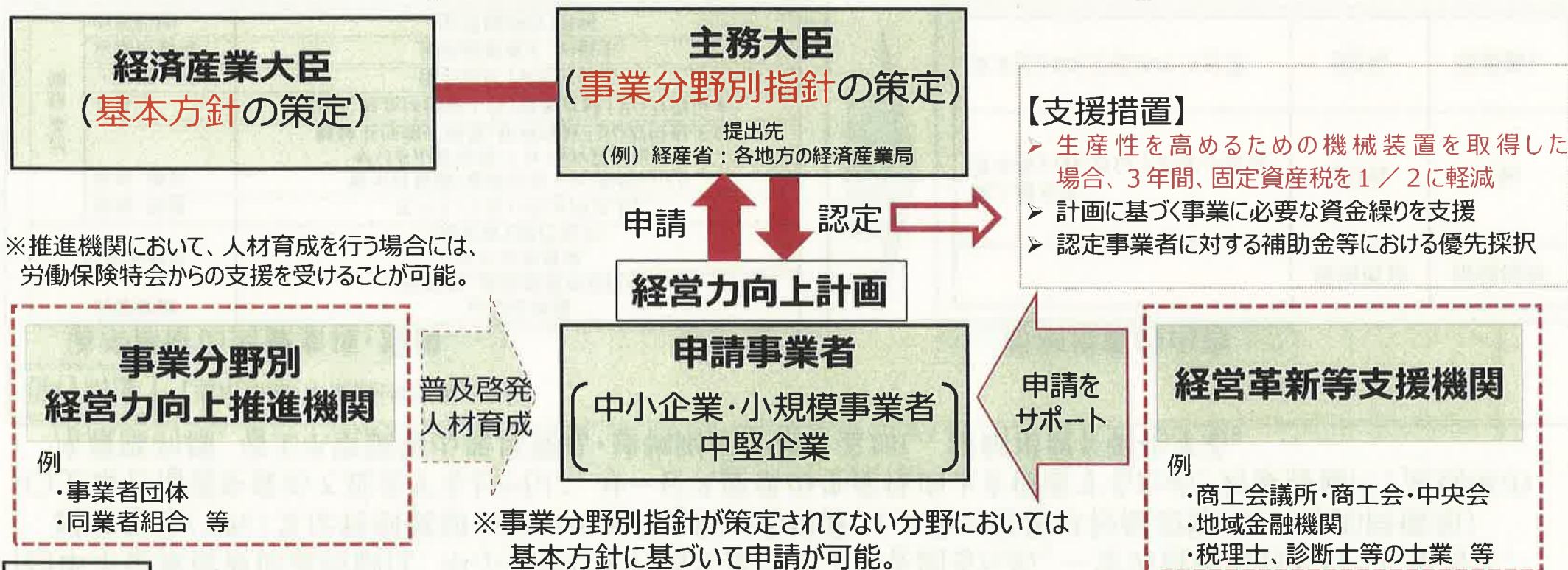
要望内容

対象設備の追加(器具備品・建物附属設備の追加)等の拡充を図った上で、2年間延長(平成30年度末まで)

- 認定経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性を高める設備について、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置。
- サービス産業の生産性向上を促進するため、中小企業投資促進税制の拡充と合わせ、現在対象となっている機械装置に加え、高効率の冷蔵陳列棚、省エネ空調等の器具備品・建物附属設備を対象設備に追加。

現行制度 【適用期間：平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法の計画認定スキーム】



要望内容

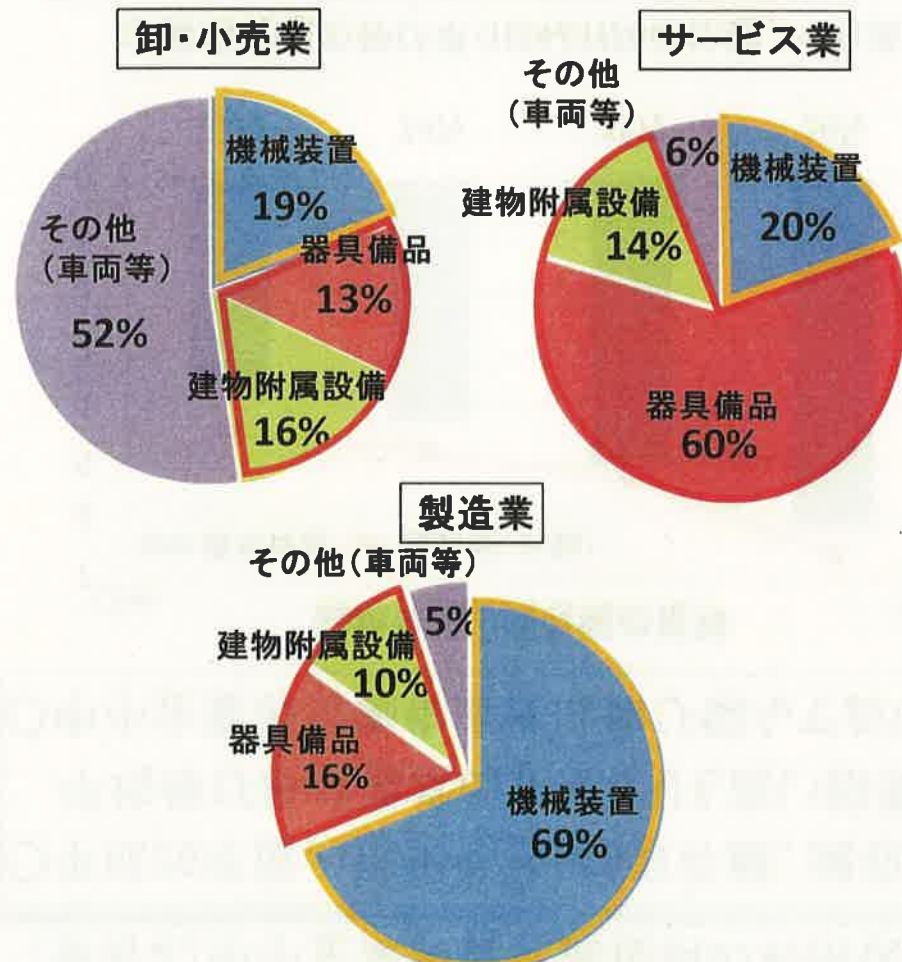
○固定資産税の特例について、対象設備を追加(生産性を高める器具備品・建物附属設備)

(参考1) サービス業の投資喚起の必要性和設備追加の必要性

○設備別の設備投資額の割合を見ると、卸小売業やサービス業では、現行税制の対象となっている機械装置以外(建物附属設備や器具備品)の設備投資が大きい。

○これらの設備を対象に追加し、中小企業の生産性向上を推進する「中小企業経営強化法」の枠組みに沿って投資を行う中小企業には、中小企業投資促進税制上の即時償却や固定資産税特例等の措置を講じる。

○中小企業の設備別投資割合(業種別)



○経営強化法の事業分野別指針における設備例

卸・小売業

・仕入活動及び経費管理に関するIT及び施設の利用

- 設備の省エネルギー及び省力化の推進
- IT・ロボットの活用による棚卸作業の効率化 等

【高効率冷蔵陳列棚】



旅館業

・ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項

- 労働環境や作業効率、エネルギー 効率等の改善 等

【高効率空調】



介護サービス

・介護業務の生産性向上と介護職員の負担軽減

- 介護ロボットやICT等の活用 等

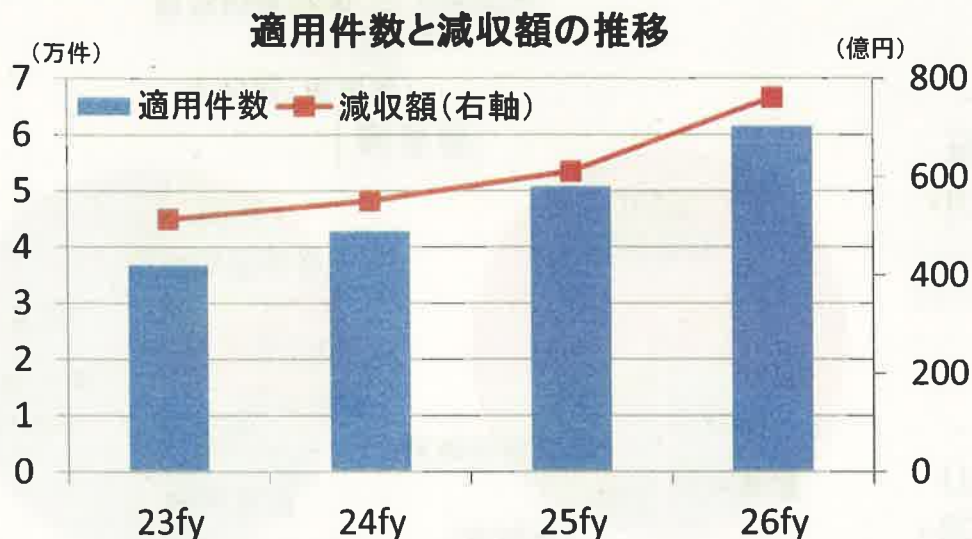
【介護支援ロボットスーツ】



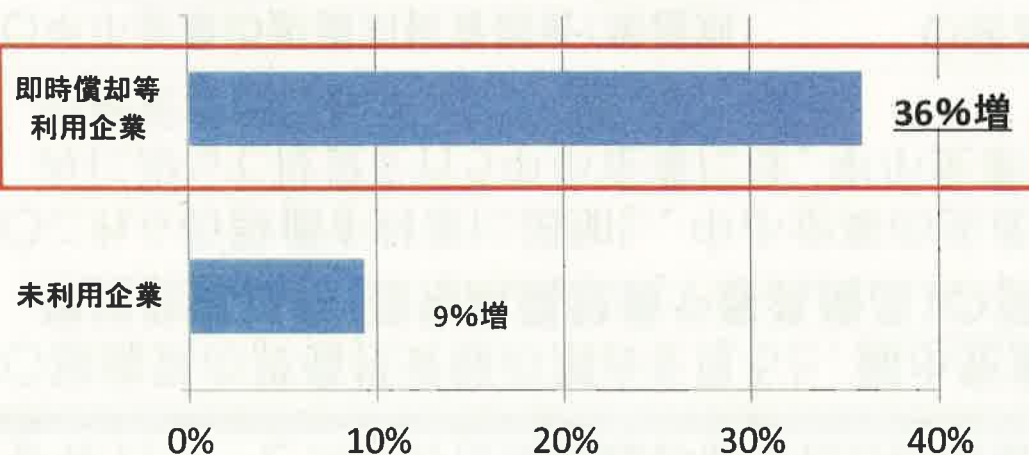
(参考2) 中小企業投資促進税制の利用状況、中小企業の労働生産性

○平成26年度の適用件数は6万件超、減収額は約760億円。即時償却等を利用する企業の設備投資の平均伸び率は通常の企業よりも高い結果。

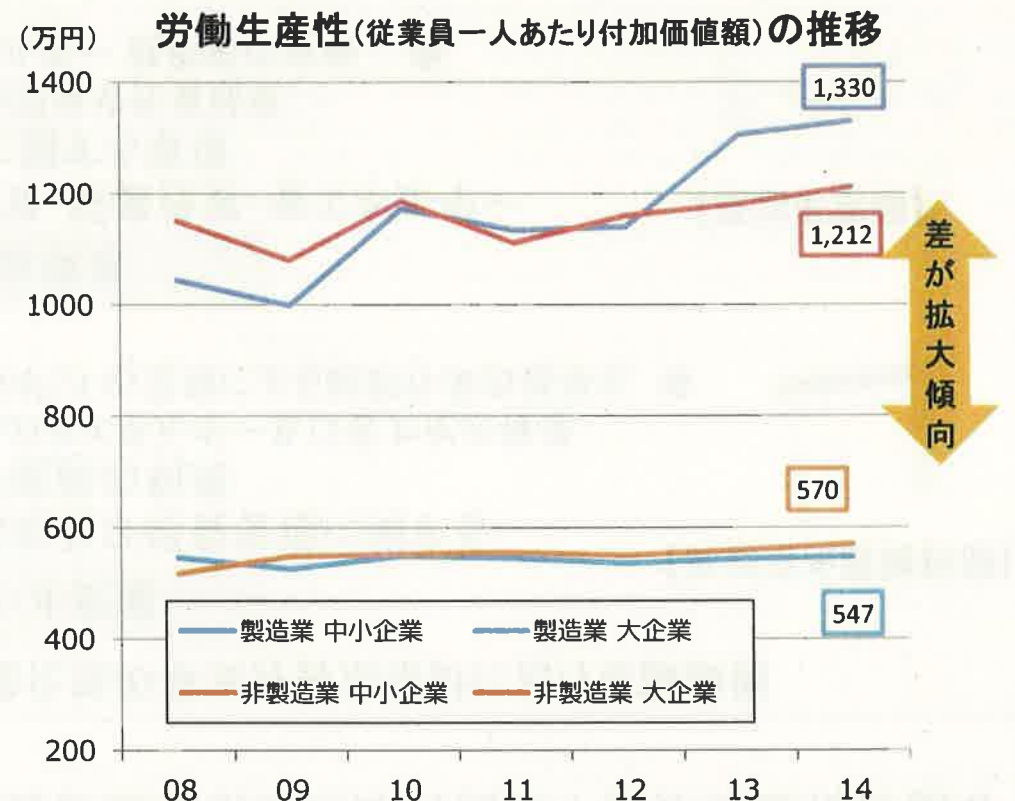
○中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差は拡大傾向にある。



設備投資額の伸び率(H24とH26の比較、一社あたり)



(出所) 中小企業庁アンケート調査



(出所) 財務省 法人企業統計年報

○本措置を利用する中小企業者の声

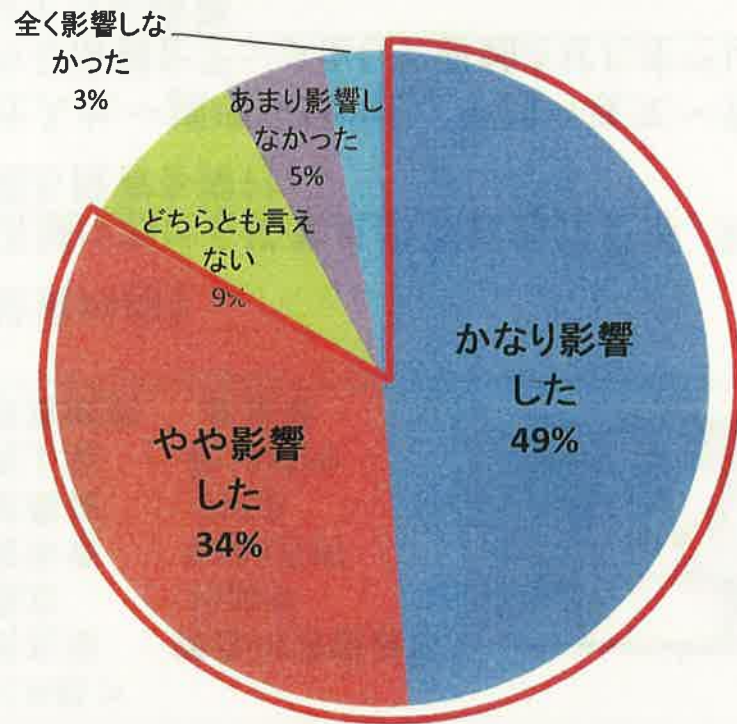
・浮き沈みが激しい業界におり先は見えない。何年も償却期間を残したくないので即時償却ができる、今の制度はありがたい。この税制があることで、より早く、良い設備投資ができた。(建築材料卸売業)

(参考3)即時償却の効果

- 設備投資の決定に際し、即時償却制度により8割超の企業が決断の後押しとなったと回答している。
- また、税制措置を利用した効果として、「売上げの増加(平均9%増)」、「高性能な設備の導入(約20%程度高価)」、「設備の導入台数の増加」等が可能となったという結果が出ている。

設備導入の決定に対する
税制措置の影響

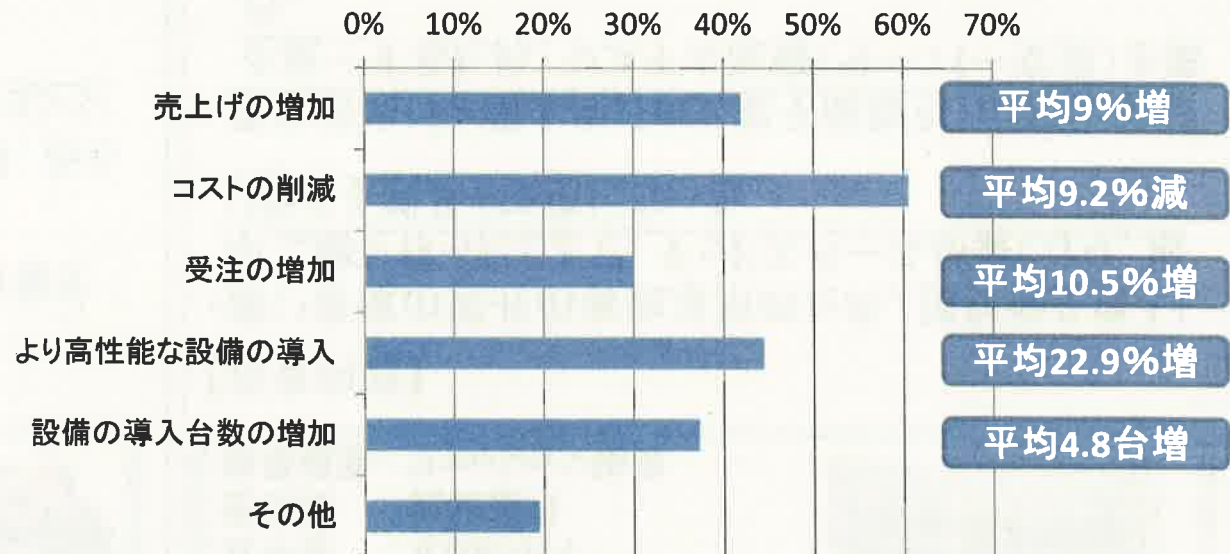
(n=279)



(出所) 中小企業庁アンケート調査

税制措置を利用した効果(回答数)

(n=236)



○本措置を利用する中小企業者の声

- ・即時償却を利用したのは、これからの変化の早い時代で何年も償却を残しておくのはリスクになるから。研究開発であればその期の売上を見て、どれだけ研究開発をするか柔軟に決められるが、設備投資については償却が将来に残ってしまう。
- (精密機械製造業)

(参考4) サービス業の設備投資の事例

<A社>

所在地 : 神奈川県横浜市
設立 : 1966年
資本金 : 4,800万円
従業員 : 310名
売上高 : 約19億円
事業概要: 飲食業



【投資内容】

- ・店舗における従業員の導線の変更等、効率改善を図る投資を実行。
- ・仕入れ～調理～仕出し、予約～注文～売上等、あらゆる情報をデータ化して連動させたオペレーションシステムを構築。

【利用者の声】

- ・オペレーションに必要な設備一式で減税を受けられるとよい。
- ・飲食店の器具備品、建物附属設備は単独で生産性1%向上するものは少ない。生産性向上を目指すパッケージの投資を支援すべき。

<B社>

所在地 : 東京都江戸川区
設立 : 1986年
従業員 : 150名
資本金 : 6,000万円
売上高 : 約30億円
事業概要: ファッション物流

<導入した積層棚>



【投資内容】

- ・高い倉庫の天井の有効活用のため、積層棚を導入し中二階を作ったことで、デッドスペースが無くなり、取り扱える製品が2倍になった。
- ・百貨店向けと個人向けEC(電子商取引)の在庫管理を統一するため、システム改修(サーバー交換)を実行。

【利用者の声】

- ・自社倉庫でなく賃貸倉庫を借りている中で、売上を増やすための設備導入について、優遇税制が後押しとなる。
- ・ECへの対応等、ニーズに合わせた事業展開を迅速に行う際も、税制の後押しは貴重。

(参考5) サービス業の設備投資事例

<C社>

所在地 : 栃木県宇都宮市
設立 : 1958年
従業員 : 75名
資本金 : 1,000万円
売上高 : 約11億円
事業概要: 食品製造・販売



【投資内容】

- ・オーダーをこれまで手書きで取っていたが、全店にオーダーシステム等を導入。注文間違いの減少やお客様の会計の手間が省かれて、他の業務に時間が割けるようになった。
- ・高効率の空調等も導入しコスト低減を図った。

【利用者の声】

- ・飲食店とすると、システム投資とあわせてテーブルなど設備一式で投資するので、その一連の投資で優遇を受けられると助かる。
- ・税制優遇があるとキャッシュフローに余裕ができ、より多くの質のいい投資ができる。

<D社>

所在地 : 東京都墨田区
設立 : 1956年
資本金 : 1,000万円
従業員 : 49名
売上高 : 約7億円
事業概要: 江戸硝子、江戸切子の製造・販売



【投資内容】

- ・硝子職人の就労環境を改善するため、冷暖房設備を新たに導入。夏場の生産量が、通常2割落ち込んでいたが、1割まで落ち込みを緩和できた。
- ・また、製造した硝子に名入れ加工をするレーザー加工設備を導入。付加価値が高い贈答用の商品を自社単体で製作できるようになった。

【利用者の声】

- ・高級品市場は景気に左右されやすいことから、業況が良い時に設備投資を進めるために、即時償却が使えると大変助かる。

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、本税制の延長が必要。

現行制度 【適用期間：平成28年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等が経営改善設備(※1)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※2)ができる措置。

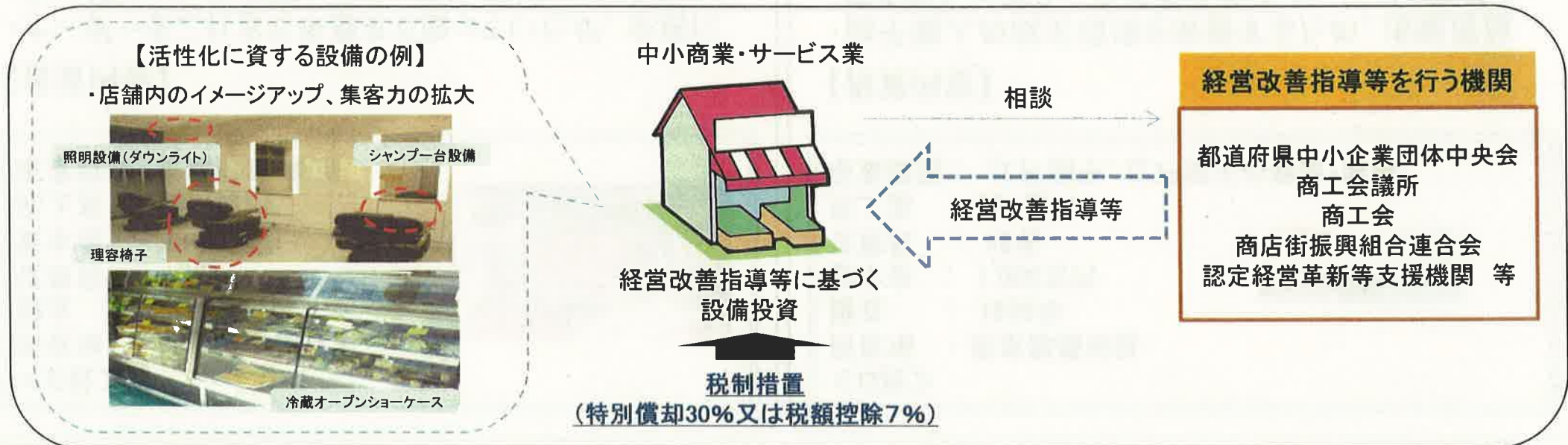
(※1) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備をいう。

1台30万円以上の器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等)

1台60万円以上の建物附属設備(空調施設、店舗内装等)

(※2) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】

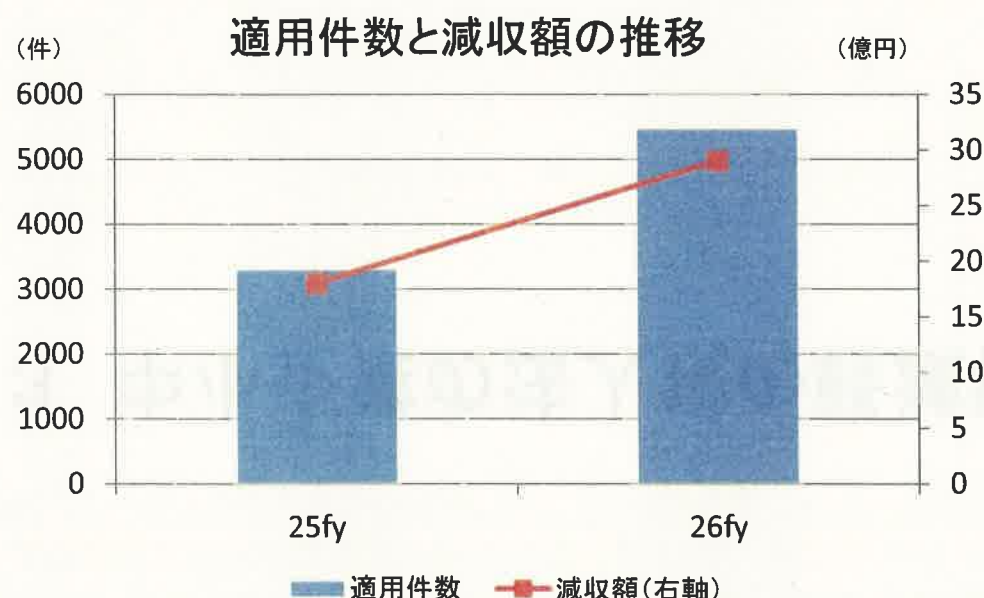


要望内容 3年間延長(平成31年度末まで)

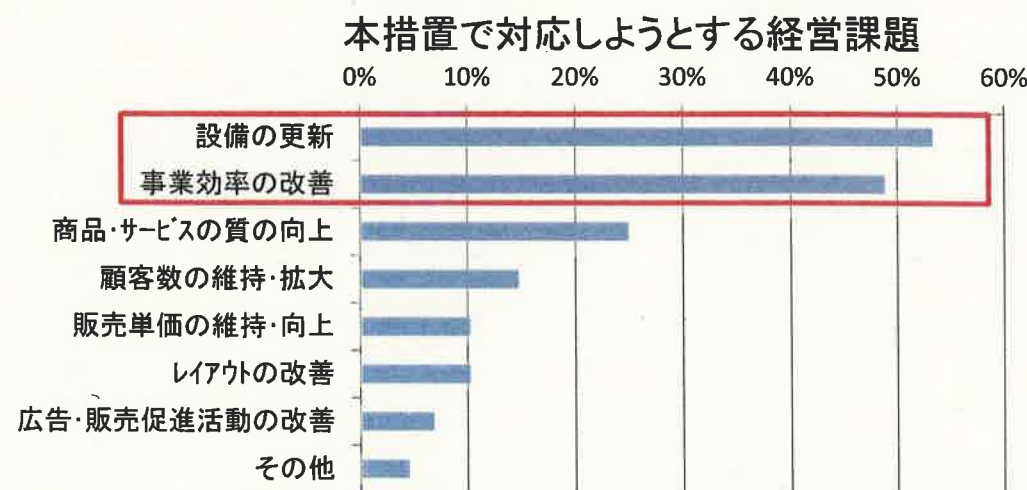
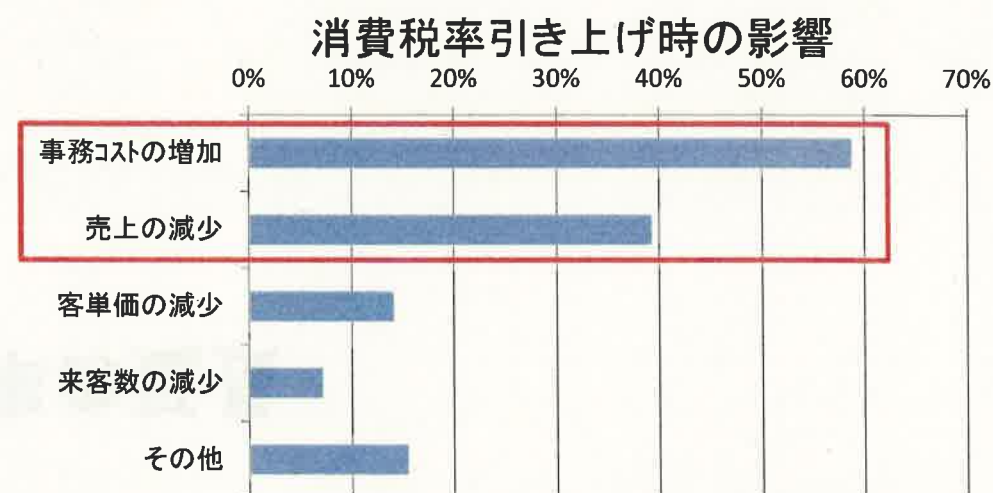
(参考)商業・サービス業・農林水産業活性化税制の利用状況

○平成26年度の適用件数は5千件超。減収額は約30億円。

○消費税引上げ時の懸念は「事務コストの増加」や「売上の減少」。本税制を利用し「設備更新」や「事業効率の改善」等を通じ、消費税引上げ時の落ち込みに負けない基盤強化を図っている。



(出所)財務省「適用実態調査報告書」(平成26年度)



○本措置を利用する中小企業者の声

・通常は設備が古くなったタイミングで投資をするが、古いままでは設備の故障率が高まってしまう。本税制ができたことを機会に投資を行い、設備の利用状況をすぐに確認できるように改善した。(サービス業)

(出所)中小企業庁アンケート調査

3. 中小企業の法人税の軽減税率の延長

3. 中小企業者等の法人税率の特例（法人税、法人住民税）

延長

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、15%に軽減されている（軽減税率）。
- 国際的な経済環境の変化等により、景気の先行きに不透明さが増す中、アベノミクスの地域・中小企業への波及を支えるため、大企業とのイコールフットイングも踏まえ、本措置の延長が必要。

現行制度

【本則：期限の定めなし】

【租税特別措置：適用期限 平成28年度末まで】

○中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。

○当該税率は時限的な措置として、更に15%に軽減されている（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%	—
中小法人、事業協同組合 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.4%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

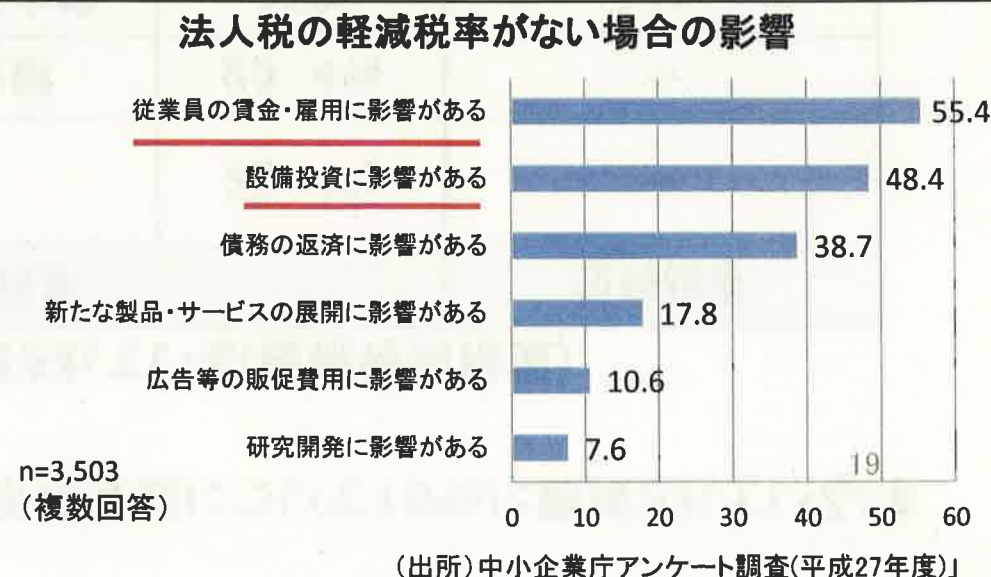
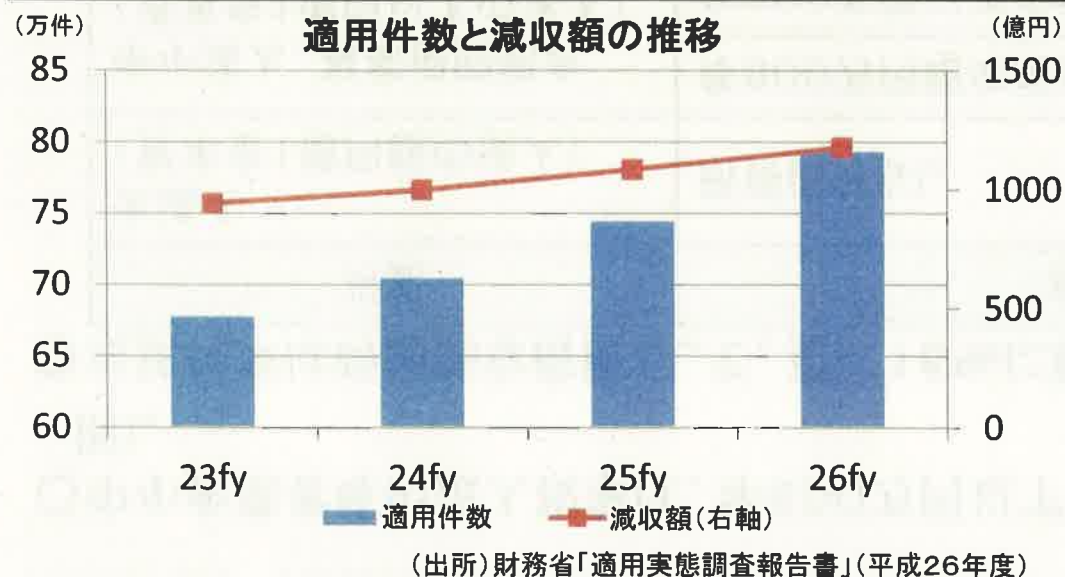
要望内容

○適用期限を2年間延長する（平成30年度末まで）。

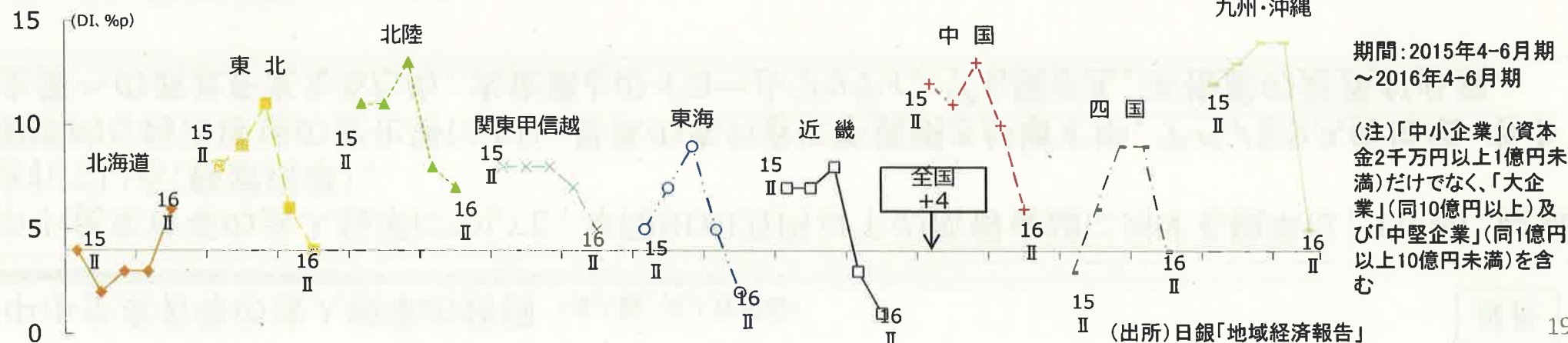
(参考1) 中小軽減税率の利用状況、地域の経済状況

○平成26年度の適用件数は約80万者、減収額は約1200億円。幅広い業種に利用されており、本措置が無くなった場合、賃金・雇用や、設備投資に影響がある。

○2016年に入ってから、北海道を除く全地域で景況感が悪化。景気の先行きに不透明感がある中、地域経済を支える中小企業の事業活動の基盤を支える本措置は引き続き重要。



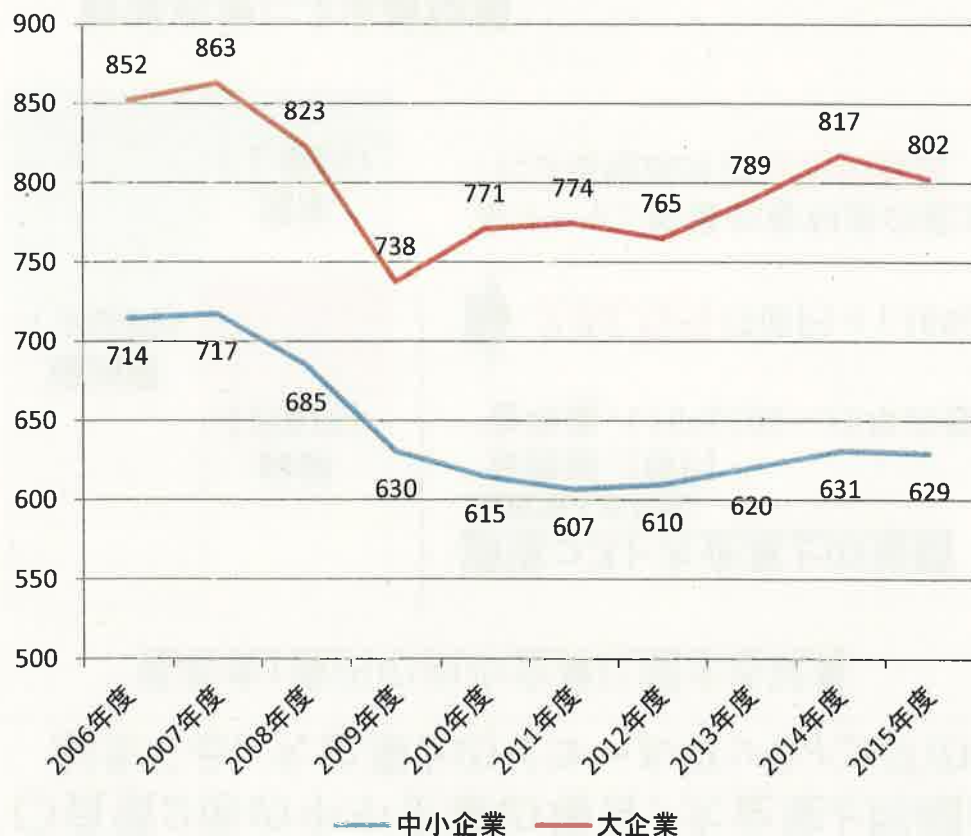
地域別業況判断DIの推移



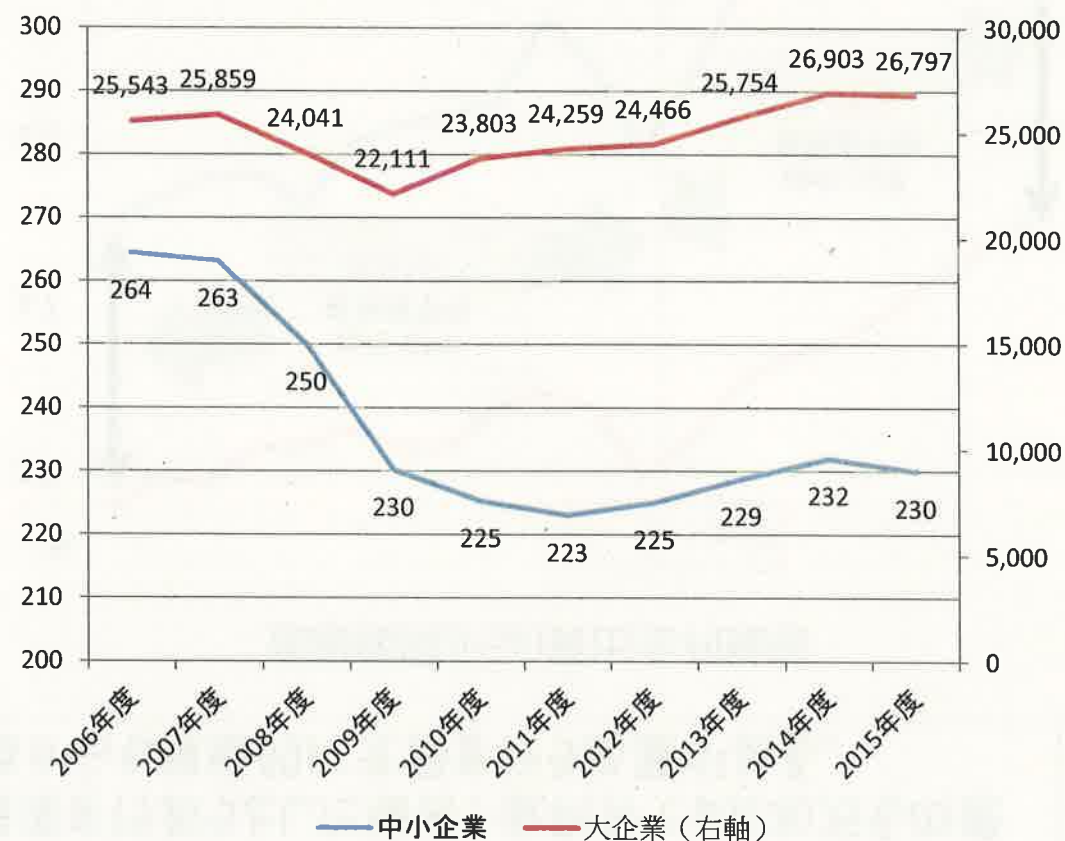
(参考2) 中小企業の売上高の低迷

○大企業については、リーマンショックの水準まで回復の傾向にあるが、中小企業については、リーマンショック以降、横ばいの傾向が続き、回復していない。

売上高(兆円)



1社当たり売上高(百万円)

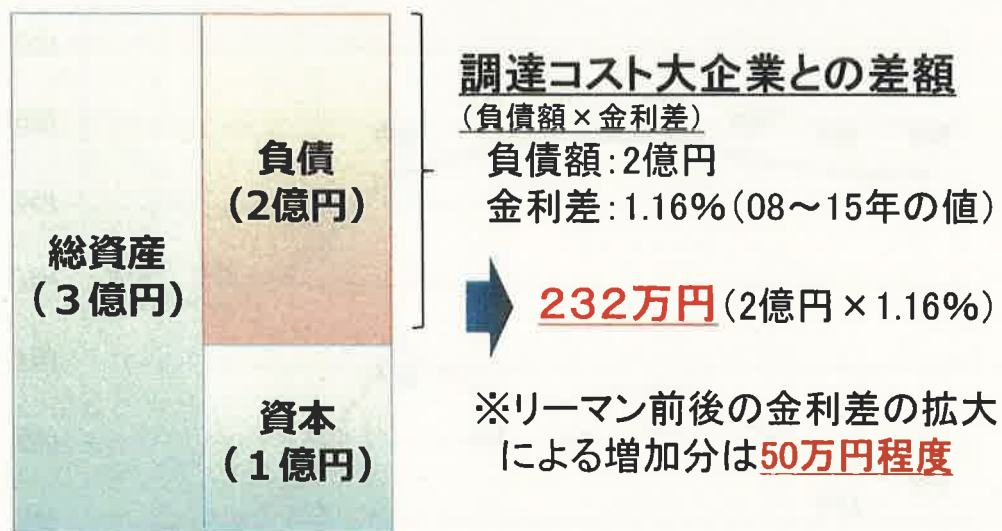


※中小企業:資本金1億円未満 大企業:資本金1億円以上

(参考3) 中小企業の資金調達コスト(貸出金利の差)

- 中小企業の金利水準は大企業よりも高い水準にあり、近年その差は開きつつある。
- 負債2億の中小企業の場合、大企業と同額の調達を行おうとした場合、金利分で約230万もの差が生じる。大企業とのイコールフットィングの観点からも継続的に支援を行う必要がある。

資本金1億円の中小企業に関する試算



軽減税率による減税額

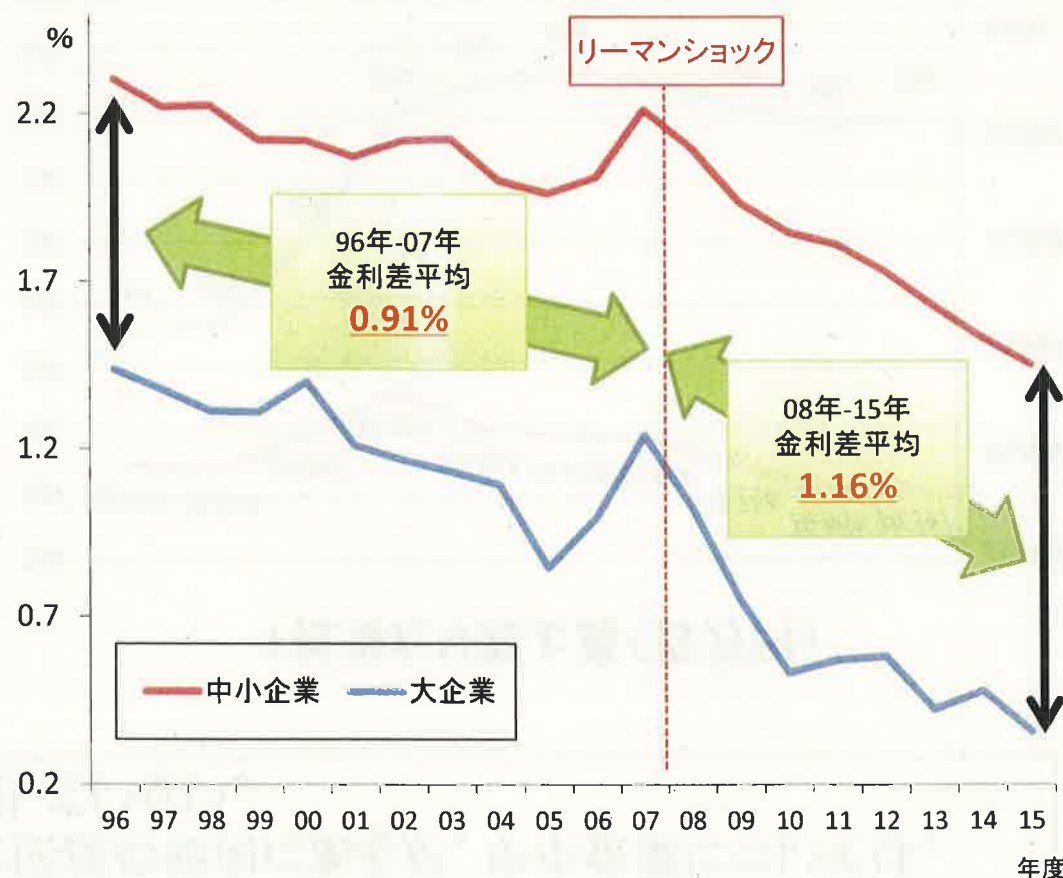
総資産利益率 (税引前利益/総資産) : 2.6%
→ 所得: 3億円×2.6% = 780万円

減税額 (租特分) : 4% (19% - 15%)

➡ **31.2万円** (780万円×4%)

(参考) 本則部分: 4.4%分 (23.4% - 19%) :
780万円×4.4% = 34.3万円

金融機関からの貸出金利推移



(出典) 中小企業のマクロ・パフォーマンス(後藤康雄)を再編加工

4. 事業承継促進のための税制措置の強化

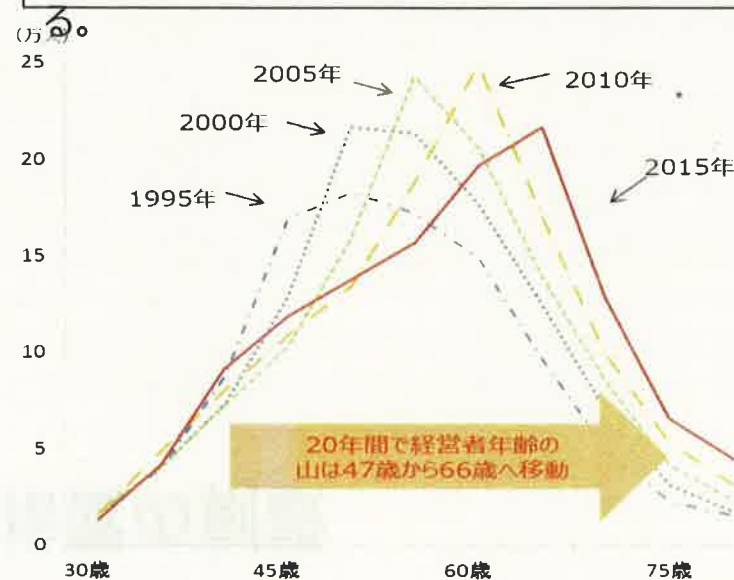
- －取引相場のない株式の評価方式の見直し
- －事業承継税制の拡充
- －個人事業主の事業承継時の負担軽減措置の創設

事業承継の現状と課題

中小企業の数はこの15年間で約100万者減少。リーマンショック後に急減したが、直近の2年間は減少ペースが緩やかに。



経営者の高齢化が進展。年齢のピークは66歳に。2020年頃には平均引退年齢（70歳）に達する。



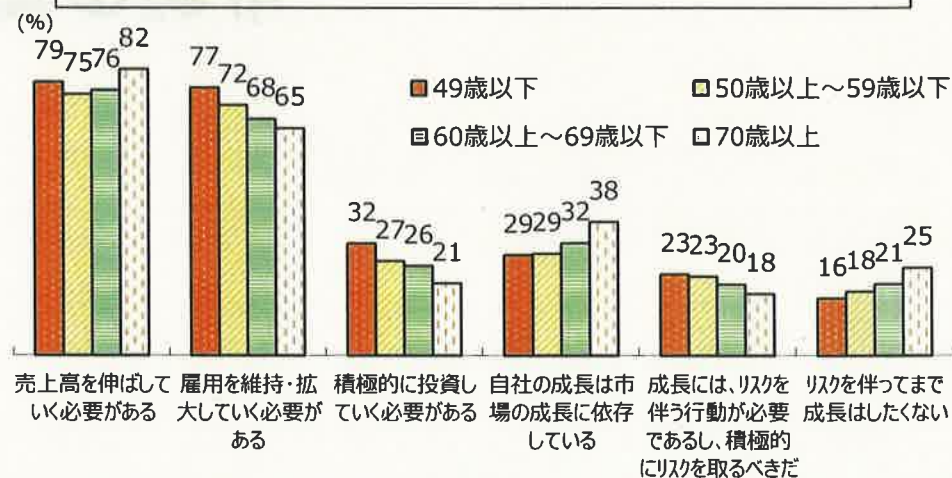
(出典) 中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、株式会社帝国データバンク)。
 (株)帝国データバンク「COSMOS1企業単独財務ファイル」、「COSMOS2企業概要ファイル」(再編加工)

70代、80代の経営者でも、半数以上が事業承継の準備が終わっていない。早期着手を促す必要あり。

経営者の年齢別に見た事業承継の準備状況

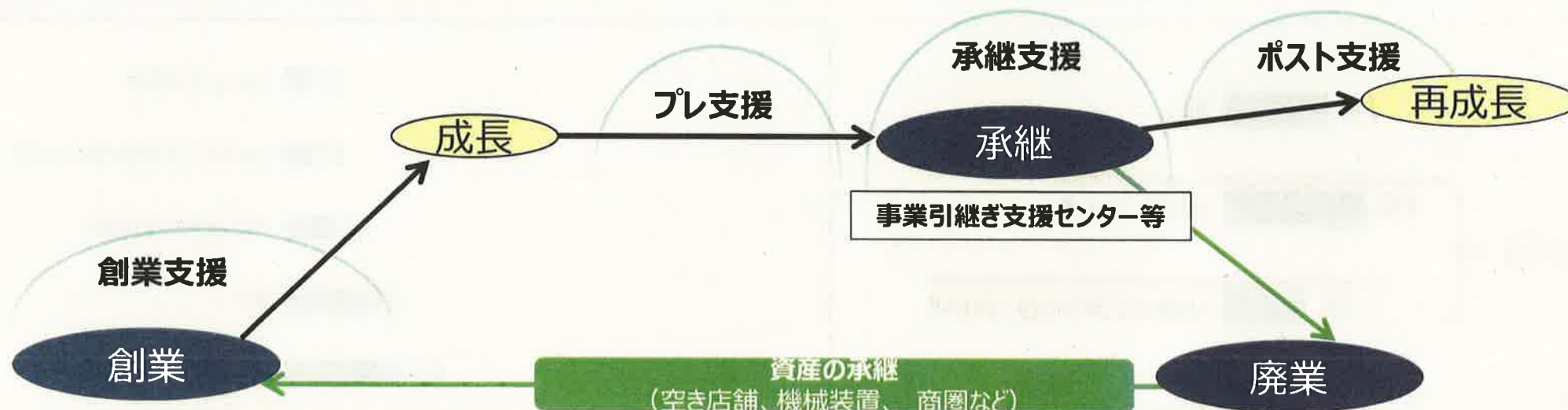


経営者年齢が上がるほど、投資意欲の低下やリスク回避性向が高まる。



(出典) 中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」(2016年2月、(株)帝国データバンク) (再編・加工)

事業承継の促進に向けた総合的パッケージ



事業承継の促進に向けて、潜在的な支援対象の掘り起こし、プレ支援、ポスト支援を一貫して行う体制を確立

プレ承継支援（支援対象の掘り起こし、計画策定支援等）

●中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（H28補正、H29【56.5億円】）

・よろず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者が抱える事業承継等の経営課題に応じた専門家を無料で派遣する（事業承継支援を別枠化（3回））。

●事業承継ネットワーク構築事業（H29）【26.5億円の内数】

・地域の支援機関（商工会・商工会議所、地域金融機関、土業等専門家等）が連携して事業承継診断等の掘り起こしを行うための事業承継支援ネットワークを構築する。

ポスト承継支援（創業、ポスト再生と一体で支援）

●創業・事業再生・事業承継補助金（H29）【26.5億円の内数】

・地域における創業の促進を図るとともに、経営者の高齢化や債務超過等の課題を抱える中小企業が世代交代・再活性化を図るため、創業・事業再生・事業承継に係る設備投資等の支援を行う。

事業承継支援（後継者マッチング、株や資産の移転）

●事業引継ぎ支援（H29【再生協事業・86.8億円の内数】）

・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るため、適切な助言、マッチング支援等を行う。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行う。

●事業承継促進のための税制措置の強化等（H29税制改正要望）

・取引相場のない株式の評価方式について、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。
・人手不足の中で円滑な事業承継に向けて早期に取り組む中小企業を支援するため、事業承継税制の雇用要件等の見直しを行う。

●金融支援の拡充（H29）

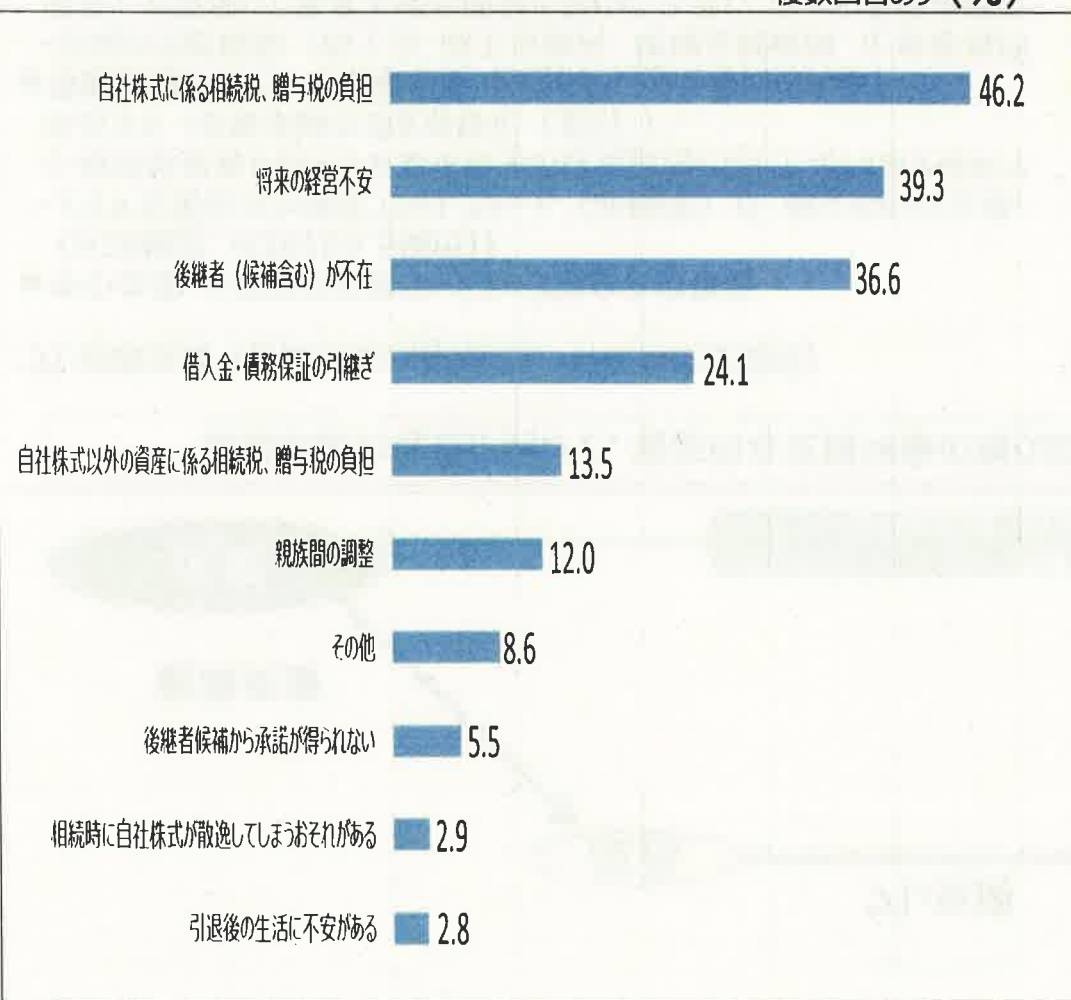
・日本公庫の事業承継融資の拡充（対象の拡大・金利引下げ）等

相続税負担の影響

- 後継者不在、将来の経営不安等の企業内部の課題に加えて、税負担の課題も大きい。
- 納税するために、自社株の売却や借入れを行う必要がある企業が約4割にのぼる（アンケート結果）。

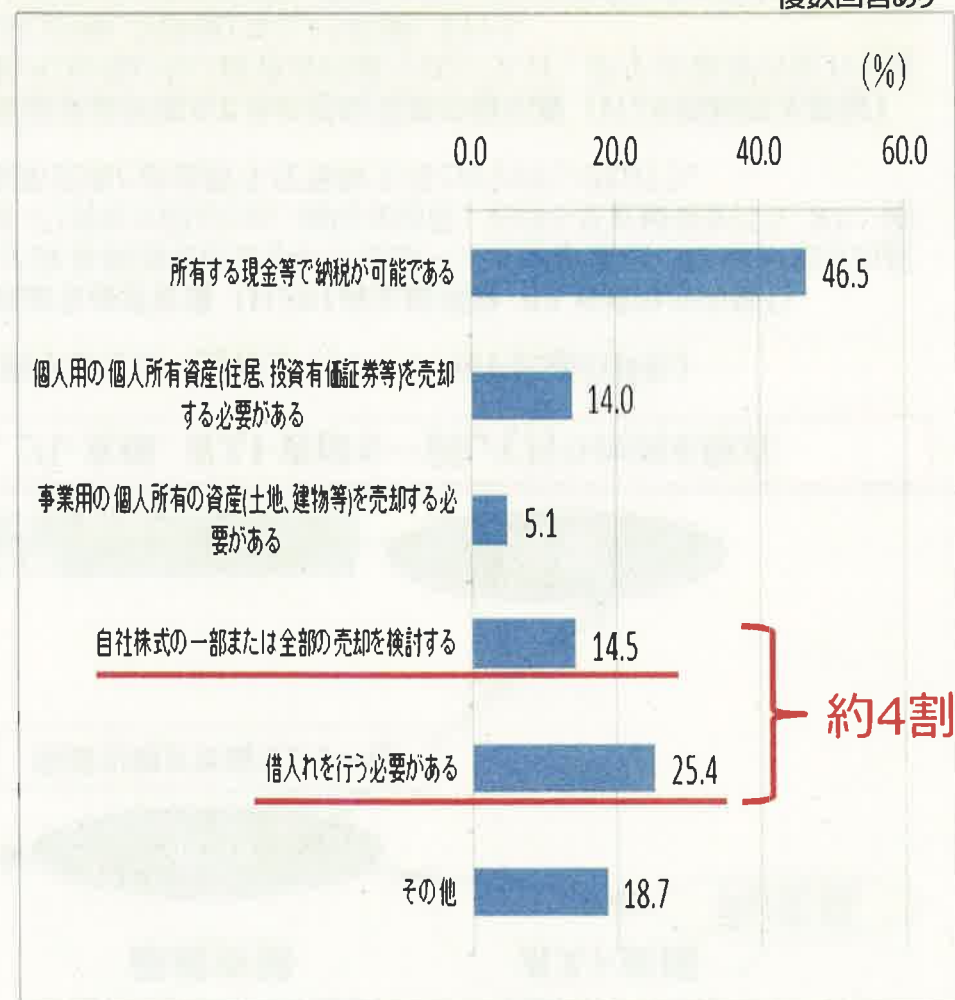
事業承継をする上での課題（n=1,586）

複数回答あり（％）



納税猶予制度を利用しない場合の税負担について（n=705）

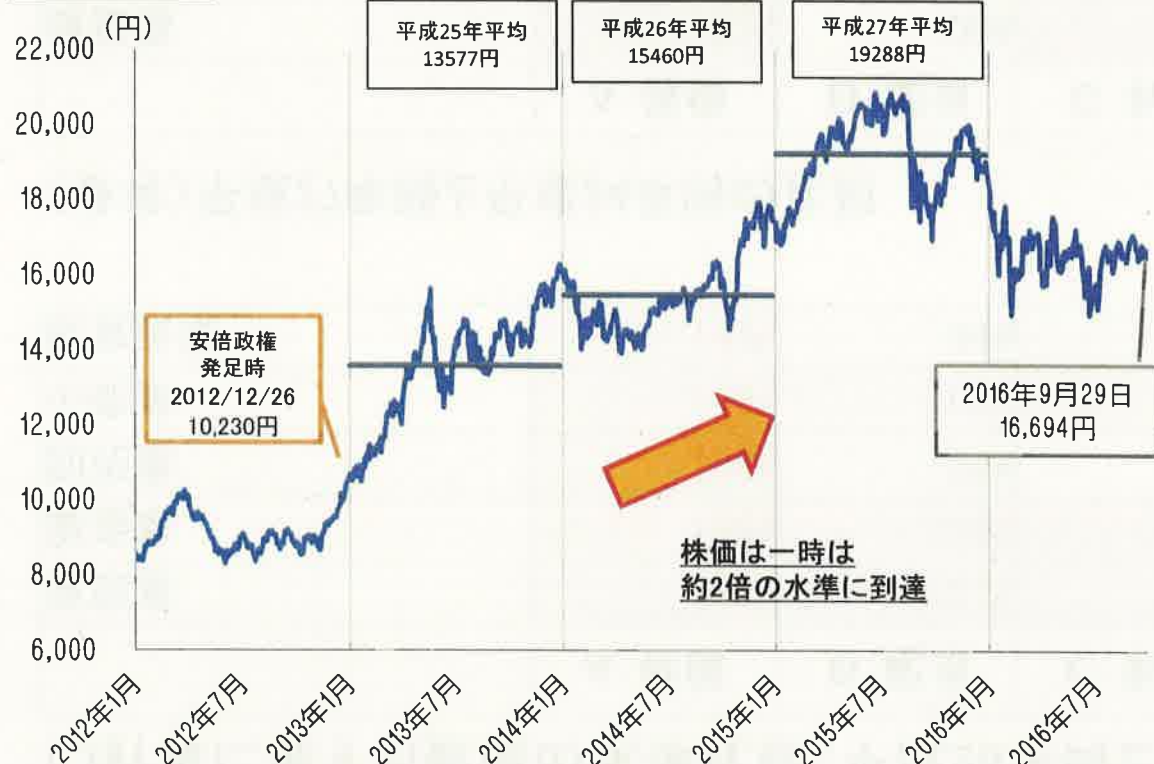
複数回答あり



- 上場企業の株価の上昇に伴い、中小企業の中には、業績に大きな変化のない状況であっても、想定外に株価が高く評価されることにより、円滑な事業承継に影響を来す可能性が生じている。
- 上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。

現行制度

日経平均株価の推移



【平成28年度与党税制改正大綱（抜粋）】

- 取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比率要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

要望内容

取引相場のない株式の評価方式について、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。

上場企業のグローバル連結経営の進展

A社（自動車製造業）		B社（小売業）	
	海外割合		海外割合
売上高	69%	営業収益	35%
営業利益	44%	営業利益	14%
総資産	57%	有形固定資産	26%

類似業種比準方式による株価の算出方法

類似業種比準価額 =

$$\begin{aligned}
 & \left(\begin{array}{c} \text{類似業種} \\ \text{の株価} \end{array} \right) \times \left(\frac{\begin{array}{c} \text{(配当)} \\ \text{(利益)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(簿価純資産)} \\ \text{(斟酌率)} \end{array}} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{大会社} \\ \text{中会社} \\ \text{小会社} \end{array} \right) \\
 & \text{株価上昇により上昇} \quad A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{大会社} \\ \text{中会社} \\ \text{小会社} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たりの金額

類似業種の株価（上場会社の平均）と、各比率要素（配当、利益、純資産）に関する、評価対象会社と上場会社との比率を用いて、株価を求める方式。

(参考1) 類似業種株価・比準要素の変化

○平成28年の株価を平成24年時点と比較すると、類似業種株価(A)が大きく上昇しており、比準要素(配当・利益・純資産)の水準の上昇を勘案しても、非上場企業の株価が高く算出される。

○計算に要する数値の水準比較(平成28年時と平成24年時の比較)

	A:株価	B:配当	C:利益	D:純資産	推計株価
建設業	192%	121%	167%	123%	128%
製造業	129%	106%	112%	95%	120%
卸売業	132%	95%	100%	95%	134%
小売業	176%	103%	104%	115%	166%
飲食店業	141%	44%	78%	79%	195%

(参考) 平成27年時と平成24年時の比較

	A:株価	B:配当	C:利益	D:純資産	推計株価
建設業	163%	100%	140%	107%	128%
製造業	120%	94%	106%	91%	118%
卸売業	127%	88%	100%	92%	131%
小売業	135%	97%	100%	108%	133%
飲食店業	123%	51%	87%	82%	154%

株価水準は、昨年よりも下がっているが、推定株価は、昨年と同程度の水準に算出される状態。



※推計株価は、本年と平成24年時ともに、配当:1、利益:10、純資産:100の中小企業を想定して試算した値に関する伸び率
 ※平成24年比で、赤は上昇、緑は低下していることを示す。

※27年のAは前年平均株価(26年)。28年のAは、前年平均株価(27年平均)が高いことから、今年2月若しくは4月の株価。

類似業種比準価額 =

$$\left(\begin{array}{c} \text{類似業種} \\ \text{の株価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{(配当)} \quad \text{(利益)} \quad \text{(簿価純資産)} \quad \text{(斟酌率)} \\ \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{cc} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{array} \right)$$

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たりの金額

①類似業種株価(A)の
あり方(平準化)

②比準要素(B, C, D)の
あり方(現行は税務上の
単体の数字を利用)

【平成28年度与党税制改正大綱(抜粋)】

○取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

等

4-②事業承継税制の概要

○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

＜認定の要件＞ 中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が1名以上いること、資産運用会社に該当しないこと 等

※平成25年度改正(平成27年1月施行)により親族外承継を対象化。

制度概要

経済産業大臣の認定件数

相続 827件

贈与 431件

(平成20年10月～平成27年12月末)

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等^(注)に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注)相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等^(注)に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

(注)贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。

①雇用の8割以上を5年間平均で維持

※平成25年度改正(平成27年1月施行)前は、雇用の8割以上を毎年維持

②後継者が代表を継続

③先代経営者が代表者を退任(有給役員として残留化)(贈与税)

※平成25年度改正(平成27年1月施行)前は先代経営者が役員を退任

④対象株式を継続して保有

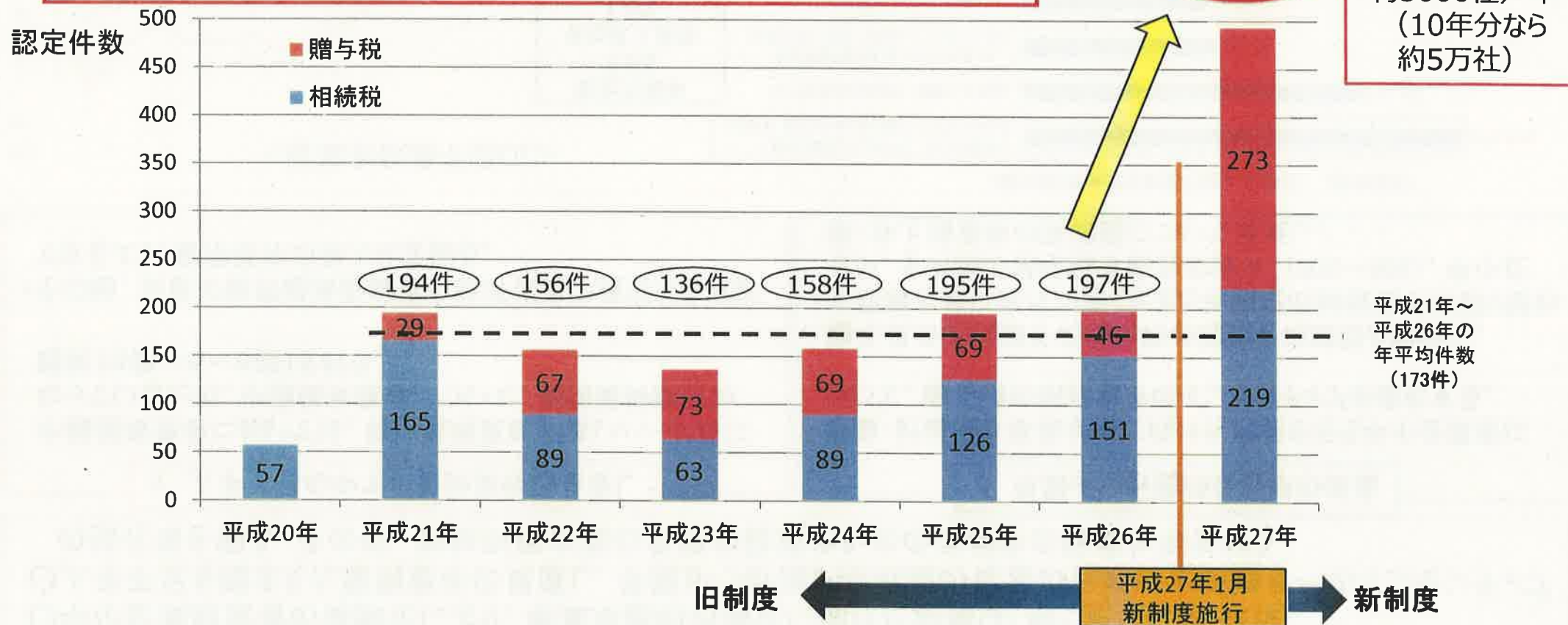
⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

(参考1) 事業承継税制の利用状況

- 平成27年1月から、雇用8割維持要件や経営者の「役員」退任要件の緩和を実施。
- 緩和後の平成27年(暦年)の認定件数は、見直し前と比較して約2.8倍の492件。
- ⇒相続税課税対象約5000件(推計)の約1割。更なる利用拡大を図る必要がある。

平成27年1月施行の主な拡充事項

- ・後継者は先代経営者の親族に限定 → 親族外承継を対象化
- ・雇用の8割以上を「5年間毎年」維持 → 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価
- ・先代経営者は贈与時に役員を退任 → 先代経営者が代表者を退任(有給役員で残留可)



※相続税の納税猶予は平成20年10月、贈与税の納税猶予は平成21年4月から施行。

※平成28年8月23日までに認定がなされた案件について、相続日又は贈与日を基準として作成。

※相続開始の10ヶ月後(平成28年10月末)まで認定される案件があるため、平成27年の相続税の認定件数は今後も増加する可能性がある。

(参考2)事業承継税制の見直しの具体的内容

- 中小企業経営者の高齢化により、事業承継の円滑化に向けた取組は「待ったなし」の状況。
- 人手不足を踏まえた雇用要件の見直し、早期かつ計画的な取組の促進のための生前贈与へのインセンティブの強化等を図る。その他、税制利用企業の負担の軽減のための手続きの簡素化等を行う。

1. 人手不足の中での雇用要件の見直し

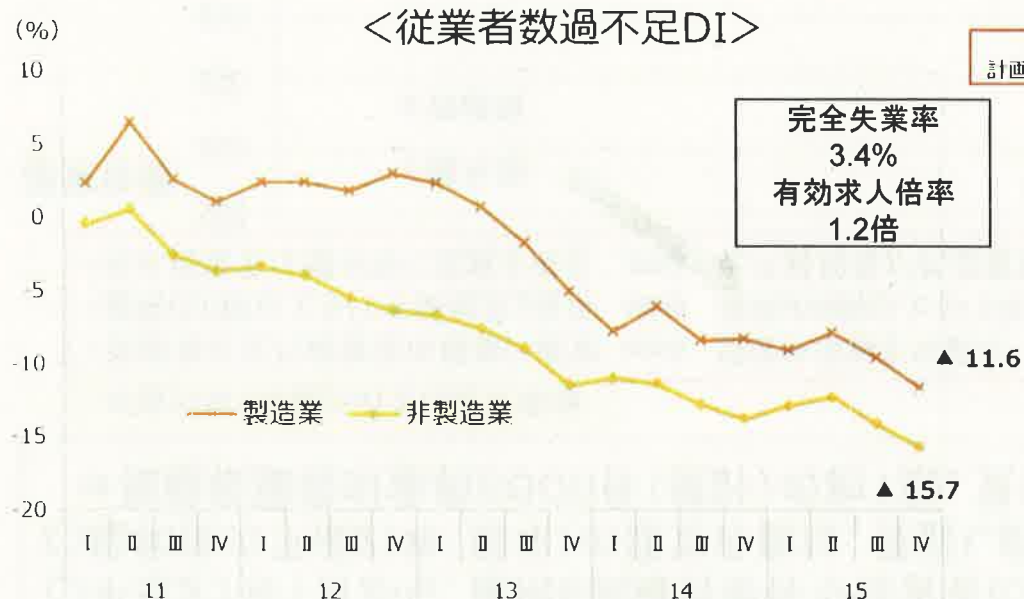
小規模事業者においては、特に雇用要件が高いハードルになっているため、小規模事業者について、雇用維持割合の緩和(8割→5～6割)を行う。

- ・その他、災害や世界経済危機等の経済状況の激変にも対応できるよう、雇用要件の弾力化を図る。

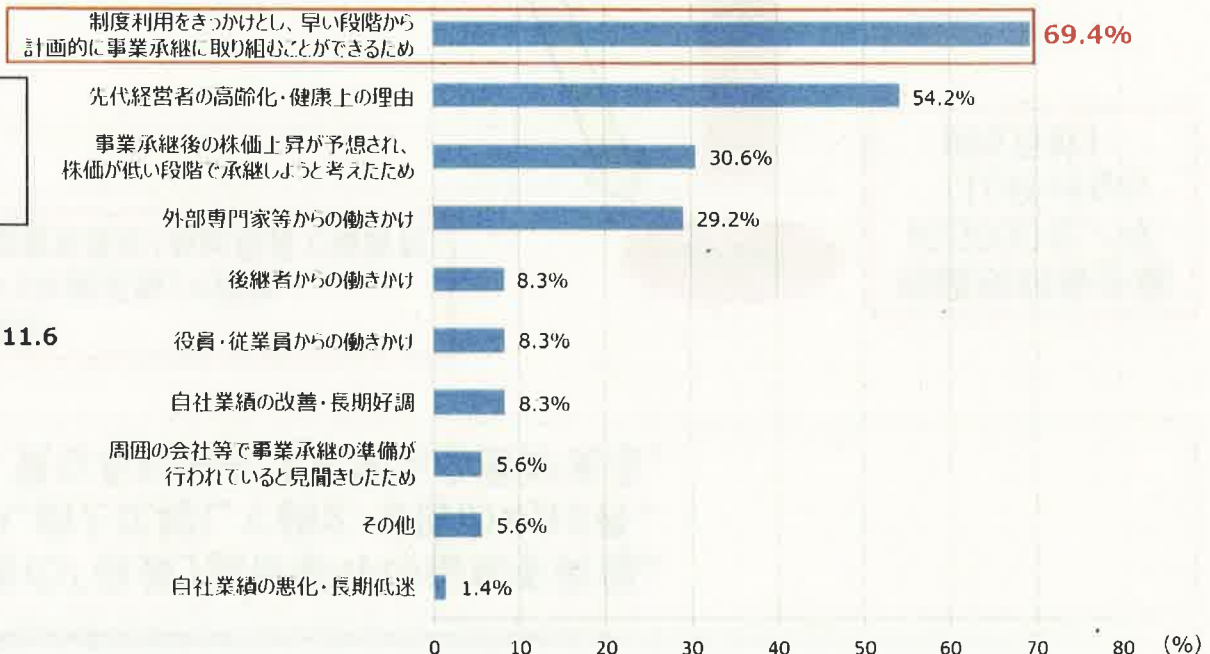
2. 早期かつ計画的な取組の促進

早期・計画的な事業承継に向けた取組を行う中小企業者について、贈与税の納税猶予のインセンティブを強化する。

- ・贈与税の納税猶予の取消時の課税を相続税と同額に。
- ・生前贈与後に先代が亡くなると相続税の納税猶予に切り替わるが、その際の納税猶予割合の減少(100%→80%)、中小企業・非上場要件の再確認について見直し。



＜贈与税の納税猶予制度を利用した理由＞（複数回答）



(注) 従業員数過不足DIとは、当期の従業員数が「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

(出所)(独)中小企業基盤整備機構「中小企業業況調査」

(出典)中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」を再編加工 31

(参考3) 従業員の高齢化による従業員減少の可能性

- 中小企業においては、従業員のうち高齢者が従業員に占める割合も大企業と比べて非常に高い。
- 今後5年程度で、平成24年時点で55歳以上であった従業員が65歳超となり退職していくことが予想され、中小企業はその欠員補充も非常に困難であることから、雇用要件緩和が必要。

従業員規模別の年齢構成割合

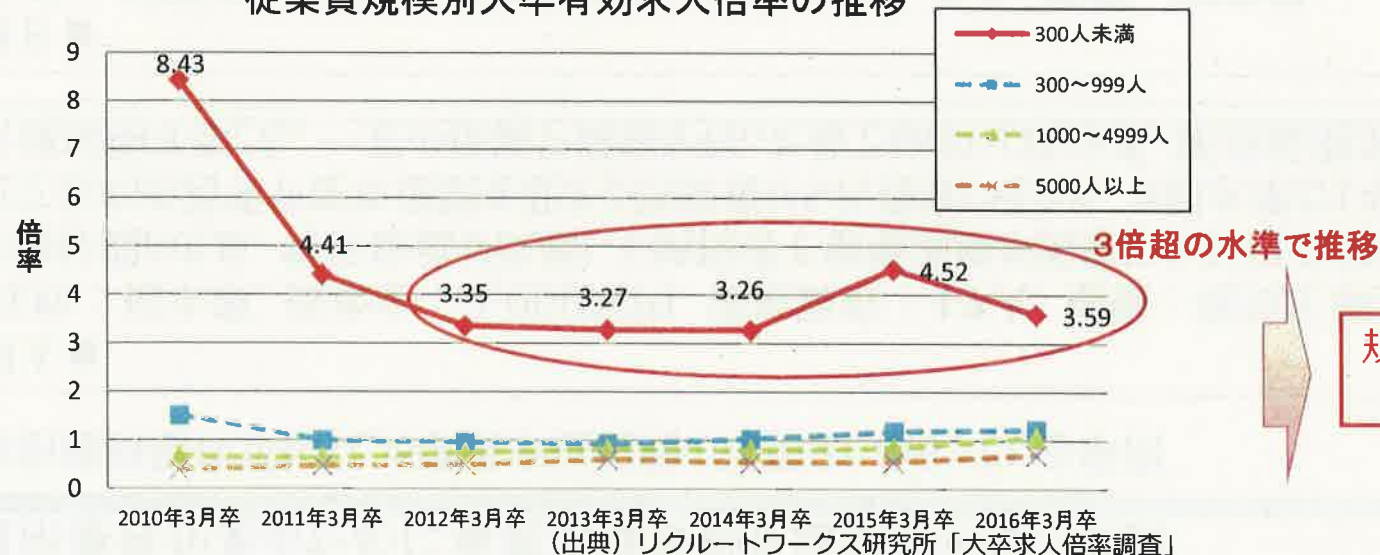
	平成19年			平成24年		
	65歳以上	55～64歳	合計	65歳以上	55～64歳	合計
1-4人	15.8%	25.1%	40.9%	19.2%	24.8%	44.0%
5-19人	9.3%	20.1%	29.4%	10.9%	19.0%	29.9%
20-49人	6.7%	20.2%	26.9%	8.3%	19.1%	27.4%
50-299人	4.5%	19.1%	23.6%	5.9%	18.3%	24.2%
300人以上	2.0%	14.7%	16.7%	2.4%	14.9%	17.3%

5年後には65歳以上
以上に達し、退職

人手不足の影響は
中小企業を直撃

(出典) 総務省「平成19年就業構造基本調査」「平成24年就業構造基本調査」再編加工

従業員規模別大卒有効求人倍率の推移



規模が小さいほど
人材獲得が困難

従業員の高齢化

欠員補充の困難さ

(参考4)雇用要件があるために事業承継税制を活用できない事例

1. 雇用8割維持要件があるため事業承継税制の活用をためらっている事例

■事例A■

所在地：栃木県、資本金：2,000万円、従業員数：**17人**、業種：電気工事業

- ・業績好調のため、将来株価が高騰して納税等で事業承継が困難になるリスクがある。
- ・独立志向の若手や定年退職を迎える熟練者が5名程度いるため、8割水準の14人を下回る可能性がある。
新規採用するにも、一定の技術や資格を有した者でなければならず、新規採用が困難な状況。

■事例B■

所在地：福岡県、資本金：5,000万円、従業員数：**3人**、業種：建設業

- ・東日本大震災までは不況で厳しい状況が続いていたが、それ以降ようやく持ち直してきて、今は業績は好調。
- ・ただし、建設業界は景気変動と雇用数が密接に関連する業界である。
- ・平成32年の東京オリンピック前後に景気が悪化する懸念があるため、雇用維持要件を充足できるか不安。
- ・そのため事業承継税制の活用に踏み切れず、現在も検討中である。

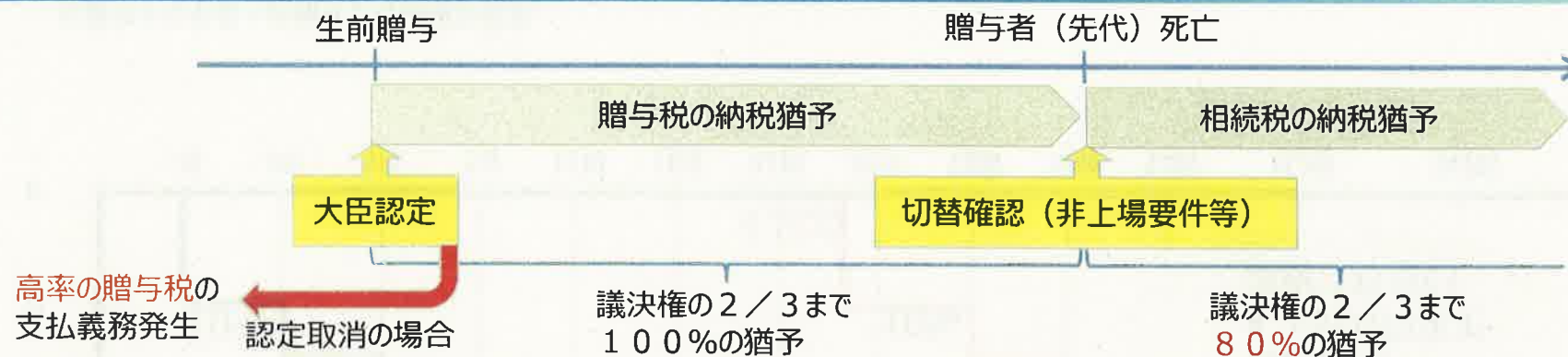
2. 事業承継税制を活用したが、雇用8割維持要件を満たせず取り消された事例

■事例C■

所在地：香川県、資本金：1,000万円、従業員数：**14人**（認定時）、業種：製造業

- ・平成21年に相続税の納税猶予の認定、**平成23年に認定取消し**。
- ・14人中、外国人（中国人）の2名、定年退職による2名、計4名が退社。8割水準の12人を割り込み10人となった。
- ・定年退職でも従業員が減少する中で、新規採用が厳しく雇用維持要件を満たすだけの従業員の採用ができなかった。

(参考5) 現行事業承継税制における生前贈与の取扱いと見直しの方向性



現行の贈与税の納税猶予制度は、相続税の納税猶予制度と比べて**不利**。

- 雇用要件等を満たさず認定取消になると、相続税よりも**高額な贈与税**を納税する必要がある。

- 認定取消時の納税額を、**相続税と同額に**。

生前贈与で事前の準備を十分に行っても優遇措置は相続税制度と同じ。

- 贈与税猶予中は100%猶予を受けることができるが、その後先代が死亡した場合、相続税の猶予への切替を行うこととなり、猶予割合は**80%**に減額。
- 株の承継後5年過ぎても、先代死亡時に**非上場要件等**を課される。

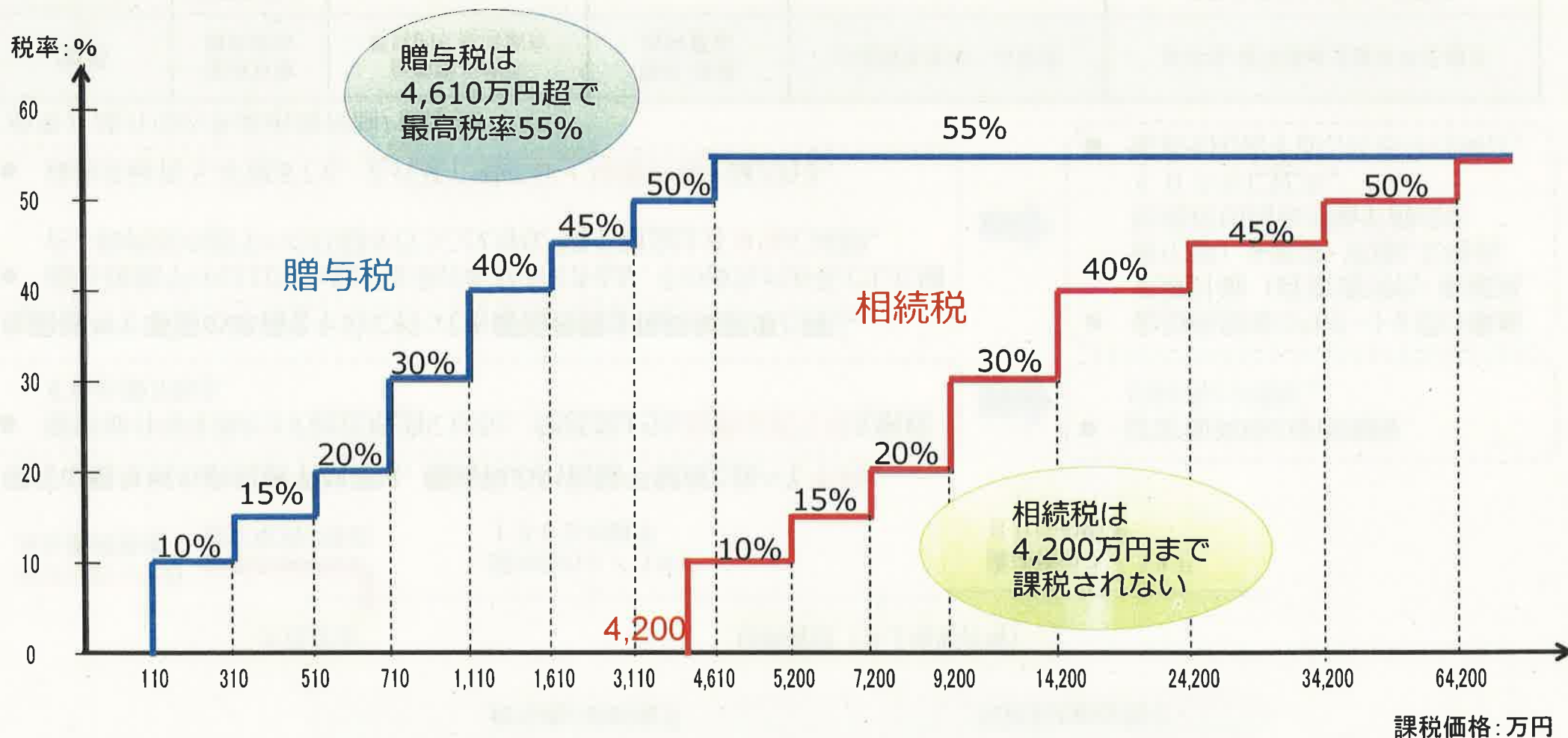
- 金融機関等のサポートを受け事業承継計画（経営透明化・事業高度化等）を策定・実施した場合、相続税切替後の猶予割合を**100%**に拡大。
- 成長を阻害する**切替要件は廃止**。

(参考) 諸外国の事業承継税制との比較

国名	優遇対象株式割合	生前贈与時の最終的な優遇割合	雇用・賃金維持義務	小規模事業者への配慮	申告後/雇用要件達成後の手続き
日本	総議決権の2/3	80% (相続税猶予へ切替後)	5年平均8割	なし	5年経過後も3年に1回報告 相続税猶予へ切替時に切替要件あり
ドイツ	すべて	85% (100%)	5年平均8割 (7年平均10割)	従業員20人以下 →賃金要件なし(改正検討中)	なし
イギリス	すべて	100%	なし	なし	なし
フランス	すべて	75%	なし	なし	なし

(参考6) 相続税と贈与税の税率構造

- 贈与税は、基礎控除額を加味すると、4,610万円超で最高税率55%が適用される。
- 相続税は、基礎控除額(子供2人想定)を加味すると、4,200万円まで課税されない。
- ⇒贈与税の負担が重く、株式を承継する際の大きな課題となっている。



※親子から子供への贈与又は相続を想定。

※相続税の基礎控除額は、相続人子供2人と想定して4,200万円とした。

○個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要。
○先代経営者から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講じる。

現行制度

個人事業者の意義

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

<政策目的>

(小規模基本法第3条)

事業の持続的な発展

<目的実現のための施策>

(小規模基本法第3条)

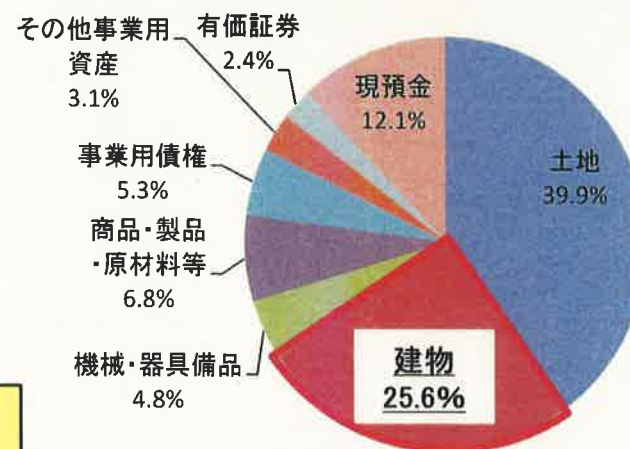
小規模基本法
第16条

事業承継
の円滑化

事業継続に不可欠な事業用資産の
承継に伴う相続税負担の軽減が必要

純資産4,800万円※超の個人事業者が
所有する事業用資産の構成

※4,800万円：相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



(出典) 中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」を再編加工

【平成28年度与党税制改正大綱(抜粋)】

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、**既存の特例措置のあり方を含め**、引き続き総合的に検討する。

要望内容

○個人事業者について、先代経営者から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。

